

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	46 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	32 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	48 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	32 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年3月から同年6月までの期間及び5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年8月から62年4月まで
② 平成4年3月から同年6月まで
③ 平成5年3月

私は、勤務していた会社を退職した際には、その都度、市役所で国民年金の加入手続きを行い、その後は自宅に届いた納付書に従って郵便局又は銀行で毎月国民年金保険料を納付していた。自分で納付に行けないときなどは、私の父親に納付書と現金を預け、納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、勤務していた会社を退職した際には、その都度、国民年金加入手続きを行い、その後は自宅に届いた納付書に従って郵便局又は銀行で毎月国民年金保険料を納付していたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間②以前の平成2年3月ころに払い出されていることから、申立期間②の保険料は納付することが可能な期間である。

また、申立人が、4か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間③について、申立人は、申立期間③直後の平成5年4月から厚生年金保険加入に伴い国民年金被保険者資格を喪失する6年4月までの国民年金保険料を納付しており、申立人が、1か月と短期間である申立期間③の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

3 申立期間①について、申立人は、勤務していた会社を退職した際には、その都度、国民年金加入手続を行い、その後は自宅に届いた納付書に従って郵便局又は銀行で毎月国民年金保険料を納付していたと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年3月ころ及び5年7月ころの2回払い出されており、申立期間①の保険料は、そのいずれの払出時点においても時効により納付することができない。

また、申立人に平成2年3月ころに払い出された国民年金手帳記号番号以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が自身の国民年金保険料の納付に行くことができなかった際に、代わりに納付に行ってくれていたとするその父親からは、申立期間①の保険料納付について具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年3月から同年6月までの期間及び5年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から5年3月まで
② 平成9年3月
③ 平成10年3月
④ 平成15年3月

平成4年3月から実家が経営する会社で私が働き始めた際に、母が私の国民年金の加入手続をしてくれた。また、私が結婚するまでの国民年金保険料については、その母が、同居していた私の兄の分と一緒に郵便局や農協で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、平成4年3月から実家が経営する会社で働き始めた際に、その母親が申立人の国民年金加入手続を行い、申立人が婚姻するまで、申立人とその兄の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は5年4月ころに払い出されており、その時点では、申立期間①は保険料を納付することが可能な期間であり、申立人が12か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。
- 2 申立期間②及び③について、申立人は、その母親が申立人とその兄の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたと申述しているが、その母親は、当該申立期間の保険料額等当時の納付状況について記憶が曖昧である上、一緒に保険料を納付していたとするその兄についても、当該申

立期間の保険料は未納となっている。

また、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間④について、申立人は、その母親が納付してくれていたと申述しているが、その母親は、当該申立期間の保険料額等当時の納付状況について記憶が曖昧である上、申立人が申立期間④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年8月までの期間、51年4月から52年3月までの期間及び53年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から44年3月まで
② 昭和47年1月から同年8月まで
③ 昭和48年5月から52年3月まで
④ 昭和53年3月

申立期間①については、当時、A区のB店の見習として勤めており、私が20歳になった時に店主が国民年金の加入手続をし、国民年金の保険料も店主が納付してくれていたと思う。

申立期間②については、当時、C区のB店に勤めており、私が国民年金の保険料を納付していたと思う。

申立期間③及び④については、当時、D区に転居した時で、昭和51年5月に結婚するまでは、私が国民年金保険料をE郵便局において納付書で納めていた。結婚後の期間は、妻が夫婦二人分の保険料をE郵便局において納付書で納付した。

申立期間①から④までの国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、C区のB店に勤めており、納付書が届いたので自分で国民年金保険料を納付したと思うとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年4月ころ払い出されており、申立期間②は保険料を納付できる期間である上、申立人が8か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当た

らない。

- 2 申立期間③について、申立人は、D区に転居し、昭和51年5月に結婚するまでは自分でE郵便局において納付書で国民年金保険料を納め、結婚後の期間はその妻が夫婦二人分の保険料をE郵便局において納付書で納付したとしているところ、その妻から結婚後の期間の夫婦二人分の保険料を納付したとの証言が得られた上、その妻の結婚後から52年3月までの期間の保険料は納付済みとなっており、その申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人が昭和51年4月から52年3月までの12か月間と短期間である国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらないことから、申立期間③のうち、結婚後の昭和51年度第1期（51年4月から同年6月まで）を含めて51年4月から52年3月までの保険料は納付されたものと推認できる。

- 3 申立期間④について、申立人は、結婚後の期間で、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料をE郵便局において納付書で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年4月ころ払い出されており、申立期間④は保険料を納付できる期間である上、申立人が1か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 4 一方、申立期間①について、申立人が20歳になった時にA区のB店の店主が国民年金への加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれていたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年4月ころ払い出されており、その時点では、申立期間①の保険料は時効により納付できない期間となる上、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見られない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付したとする申立人が勤めていたB店の店主は既に亡くなっており、証言を得ることができないことから、申立人の国民年金への加入状況及び保険料納付状況が不明である。

- 5 申立期間③のうち、昭和48年5月から51年3月までの期間については、結婚前の期間であり、その妻が結婚前の当該期間の申立人の国民年金保険料を納付したとするのは考え難く、申立人が、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 8 月までの期間、51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び 53 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から 62 年 3 月まで

申立期間①について、私は、学校卒業後は実家の A 業を手伝っており、父が私の国民年金の加入手続を行い、その後、父が私の国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間②について、父が私と夫の分の国民年金保険料を納付し、父が亡くなった後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付しており、一緒に納付した夫は納付済みとなっている。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち昭和 57 年 4 月から 58 年 12 月までについて、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付しており、一緒に納付した申立人の夫は納付済みとなっているところ、申立人保管の 57 年分の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」の社会保険料控除欄に 57 年の国民年金保険料 5 万 1,810 円が、また、58 年分の「給与所得者の保険料控除申告書」の社会保険料控除欄に国民年金保険料 6 万 8,130 円がそれぞれ記載されており、いずれも 57 年及び 58 年の国民年金保険料と合致していることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

2 申立期間①について、申立人は、学校を卒業した後は実家の A 業を手

伝っており、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を納付したはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和 53 年 5 月ころであり、その時点では、申立期間①のうち 44 年 10 月から 51 年 3 月までは時効により納付できず、51 年 4 月から 53 年 3 月まではさかのぼって納付する期間となるが、申立人の国民年金保険料を納付したとするその父親は既に他界しており、証言が得られないため納付状況が不明である。

また、申立人は、住所の移動が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見られない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間②のうち昭和 59 年 1 月から 62 年 3 月までについて、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付し、一緒に納付した申立人の夫は納付済みとなっているとしているが、オンライン記録では、平成元年 5 月以前は夫婦の国民年金保険料の納付日は異なっており、申立人の申述と相違している。

また、申立人保管の昭和 59 年、60 年、61 年及び 62 年の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」の社会保険料控除欄に申立人の保険料についての記載が無いため、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す別の関連資料は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から47年4月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録の訂正をすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から同年12月まで
② 昭和46年1月から47年4月まで
③ 昭和47年5月から48年12月まで

申立期間①、②及び③については、A市（現在は、B市）在住の父親が私の国民年金の加入手続を行い、父親が自分と私の分の国民年金保険料を一緒に納付しており、申立期間当時の国民年金手帳とともに領収証書も保管している。申立期間①は国民年金保険料が還付されていないことに、申立期間②は保険料納付済期間が未加入期間となっていることに、申立期間③は厚生年金保険料と国民年金保険料が重複納付されており、国民年金保険料が還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A市在住のその父親が申立人の国民年金加入手続を行い、その父親が自分の分と申立人の分の国民年金保険料を一緒に納付しており、申立期間当時の国民年金手帳とともに領収証書も保管しているとしているところ、「C」が発行した申立人の生年月日を昭和25年*月*日と記載してある45年3月31日付けの国民年金手帳と45年4月から同年12月までの領収証書を所持していることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

しかしながら、当該国民年金手帳には申立人の生年月日は昭和25年*月*日と記載されているが、申立人の生年月日は26年*月*日であり、申立期間①は20歳前の期間となることから、国民年金保険料を納付していたものと認められるものの、申立人は被保険者とはなり得ない

期間である。

- 2 申立期間②について、申立人は、その父親が申立人の国民年金保険料と一緒に納付したとしているところ、同居の父母は納付済みとなっている上、申立人が所持している申立人の国民年金手帳に貼付されていたとする「保険料徴収カード」には領収印が押されており、当該カードから、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたと推認できる。
- 3 申立期間③について、申立人は、その父親が申立人の国民年金保険料と一緒に納付したとしているところ、同居の父母は納付済みとなっている上、申立人が所持している申立人の国民年金手帳に貼付されていたとする「昭和 47 年度国民年金保険料納付通知書」等には領収印が押されており、当該納付通知書等から、申立人は、申立期間③の国民年金保険料を納付していたと推認できる
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。しかしながら、申立期間①については、申立人は 20 歳前であり、また、申立期間③については厚生年金保険被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、申立期間①及び③の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月から同年12月までの期間及び14年4月から15年7月までの期間については、学生納付特例期間であったものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年7月から同年12月まで
② 平成14年4月から15年7月まで

申立期間①については、20歳になった大学3年生の平成13年*月に母親にA市役所で学生納付特例申請手続きをしてもらった。大学4年生の14年4月にも母親に同手続きをしてもらった。申立期間①及び②が学生納付特例期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20歳になった大学3年生の平成13年*月にその母親にA市役所で学生納付特例申請手続きをしてもらったとしているところ、その母親から、徒歩で10分弱にあるA市役所のB課で学生納付特例申請手続きをした際、添付書類として学生証と年間授業料の領収書を提示して同手続きをしたとの具体的な証言が得られ、その証言に不自然さは見られない。

また、申立人の学生納付特例申請手続きを行ったとするその母親は、国民年金加入直後の1年間を除き、未納期間は無いことから、納付意識は高かったものと推認できる。

2 申立期間②について、申立人は、大学4年生の平成14年4月に申立期間①と同様にその母親に同手続きをしてもらったとしているところ、オンライン記録では14年1月から同年3月までが学生納付特例期間となっており、その直後の14年4月にその母親が同申請手続きをしないのは不自然である。

また、申立人は、申立期間②直後の平成 15 年 8 月から 16 年 3 月までの保険料を 17 年 8 月 22 日に過年度納付により納付しているが、申立期間②のうちの 15 年 7 月分が未納であったならば過年度納付により納付できたにもかかわらず、納付されていないことから、申立期間②については、学生納付特例期間であった可能性があると推認できる。

さらに、同居の申立人の妹からも 20 歳になった専門学校在学中の期間は学生納付特例申請をその母親がしたとの証言が得られたことから、申立人の同申請手続もその母親が行ったとするのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、平成 13 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 14 年 4 月から 15 年 7 月までの期間については、学生納付特例期間であったものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から8年3月まで

大学4年生の平成7年2月に会社を退職した時、その会社の総務の担当者から国民年金の資格変更手続をするようアドバイスされ、私が、A市役所で国民年金の資格変更手続を行い、郵送されてきた納付書により国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学4年生の平成7年2月に会社を退職した時、その会社の総務の担当者から国民年金の資格変更手続をするようアドバイスされ、A市役所で国民年金の資格変更手続を行い、郵送されてきた納付書により国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人は、5年3月ころに国民年金への加入手続を行っており、申立人が所持している国民年金手帳により7年3月8日に資格変更手続をしたことが確認でき、申立期間の保険料は現年度納付が可能である。

また、申立人は、申立期間当時の月額保険料は1万円を超える金額だったとし、当時の月額保険料の金額とおおむね一致していることから、その申述に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、申立期間前の20歳になった平成5年3月に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していることから保険料の納付意欲は高かったものと推認できる上、申立人が、13か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から41年3月まで

A市にあったB店で住み込みで勤務していたころ、店主の奥様が、従業員であった私の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間に係る保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付は、住み込みで働いていたA市のB店の店主の妻が行っていたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年11月22日にA市で払い出されていることから、申立期間の保険料を過年度納付することは可能である上、オンライン記録によると、41年4月から申立人がその店を辞めたとする時期（43年ころ）までの期間に係る保険料は納付済みである。

また、上記B店で申立人と一緒に勤務したとする店主夫婦の息子は、自分及び申立人の国民年金保険料は両親が納付していたと思うと証言しており、同息子の昭和38年度の保険料は過年度納付されている（同息子の国民年金手帳記号番号払出日は昭和39年12月5日）。

さらに、店主夫婦はいずれも昭和35年10月1日に強制加入被保険者資格を取得し、36年4月から60歳に到達するまでの期間は保険料納付済期間となっている。

加えて、申立期間は6か月と短期間であり、申立期間以外に未納期間は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月から同年11月までの期間、52年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から同年11月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで
③ 昭和53年10月から61年3月まで

20歳から結婚するまで母が私の国民年金の保険料を払ってくれていた。結婚後も国民年金に入るのが当然と思っていたので、昭和52年1月に会社を辞めたときにA区役所で任意加入の手続きをし、保険料を納付した。手続きは会社を退職した52年1月のうちにしたと思う。B市に移ってからも、国民年金の住所異動届を出して、保険料も納付書で納付した。納付書の色はピンクで毎月納付できる様式であったと思う。息子も20歳から就職するまで国民年金に加入させ、保険料も私が納付していた。

申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、特殊台帳に「還付 46.2～48.1 まで(52.4.14)」との記載があり、昭和52年ころさかのぼって46年2月1日の資格喪失の処理が行われた形跡が確認できるが、申立期間①当時、申立人が厚生年金保険等の被保険者となっていたことをオンライン記録では確認できず、本来は国民年金の強制加入期間であったのを事実と異なる資格喪失によって保険料納付済期間が未加入期間とされたものと認められる。

また、申立期間②のうち昭和52年2月及び同年3月について、申立人が所持する年金手帳及び特殊台帳により、申立人の任意加入被保険者

資格取得日が 52 年 2 月 14 日であり、申立期間直後の 52 年 4 月から同年 9 月までを現年度納付していることが B 市の国民年金被保険者名簿により確認でき、任意加入手続当初の 52 年 2 月分及び同年 3 月分が未納となっているのは不自然である。

- 2 申立期間②のうち昭和 52 年 1 月について、申立人は、52 年 2 月 14 日に任意加入被保険者資格を取得していることから、申立期間②のうち 52 年 1 月は未加入期間であり制度上保険料を納付できない。

また、申立期間③について、申立人は、B 市では毎月保険料を納付していたと申し立てていたが、口頭意見陳述において 3 か月ごとの納付であると主張を変更した上、申立人が B 市へ転居した後の昭和 52 年 10 月分から 53 年 3 月分までの 6 か月分の保険料が 53 年 2 月 27 日に、その後の 53 年 4 月分から同年 6 月分までが 54 年 1 月 26 日に、53 年 7 月分から同年 9 月分までが 54 年 6 月 8 日に過年度納付されていることが B 市の国民年金被保険者名簿により確認でき、申立人の 3 か月ごとに定期的に納付したという主張と異なっているが、申立人はそのような納付をした記憶は無いとするなど、申立人の納付に関する記憶は曖昧である。

さらに、申立人が、申立期間②のうちの昭和 52 年 1 月及び申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに同期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においても、当該期間の国民年金保険料の納付状況について、当初の申立以上に具体的な申述が得られなかった。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 8 月から同年 11 月までの期間、52 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、私がA町役場（現在は、B市役所）で納付したはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自らA町役場で納付したはずであるとしているところ、納付場所、納付方法などを具体的に記憶している。

また、申立期間の前後は納付済みとなっており、申立人が、12か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立期間直後の昭和46年4月から47年3月までのオンライン記録は、平成21年9月1日に未納が納付済みに訂正されており、行政側の記録管理に不備が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの期間、38年2月から41年3月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで
② 昭和38年2月から41年3月まで
③ 昭和44年1月から同年3月まで

申立期間①について、実家にいる時に母親が国民年金の加入手続を行い、集金に来た町会の役員に母親が保険料を納付していた。手帳に印紙^はを貼って検認していたことも覚えている。

申立期間②について、結婚後は、A市役所に自転車で行き夫の国民年金保険料と一緒に自分の保険料を納付していた。保険料が1か月200円くらいだったことも覚えている。

申立期間③について、夫の分と一緒に保険料を納付していた。当初A市役所で納付していたが、商売上取引のある金融機関等の職員が集金に来ていた時にその他の支払と一緒に保険料を納付していた。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人が20歳になった時にその母親が国民年金の加入手続を行い、集金に来ていた町会の役員に保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年10月1日に払い出され、現年度納付が可能である上、申立期間①前後の期間は保険料を納付していることから、申立期間①が未納とされているのは不自然である。

また、申立人が、9か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料

を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金手帳に印紙を貼^はり検認していたことも覚えており、申立内容には信^び憑^{よう}性がうかがわれる。

2 申立期間②について、申立人は、結婚後は夫婦の国民年金保険料をA市役所で一緒に納付し、当時の保険料額が1か月200円くらいだったとしているところ、納付したとする保険料額は当時の保険料額と一致している上、申立人の主張する納付方法等についても当時の取扱いと一致しており、申立人の申述には信^び憑^{よう}性がうかがわれる。

また、申立人は、申立期間②前後の期間は保険料を納付している上、その夫の申立期間②の保険料は納付済みとなっていることから、申立期間②が未納とされているのは不自然である。

3 申立期間③について、申立人は、A市役所でその夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立期間③前後の期間は保険料を納付している上、申立人が、3か月と短期間である申立期間③の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年12月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで

申立期間①について、結婚後A市役所からはがきが来て、このままでは、年金がもらえなくなるとの内容が書いてあったので、夫婦で市役所に行き国民年金に加入した。保険料はさかのぼって二人分を納付した記憶がある。金額は覚えていないが、制度の開始当初までさかのぼって納付したはずである。

申立期間②について、私の妻が、A市役所において、保険料を納付していた。金額は覚えていないが、納付していたはずである。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、夫婦でA市役所に行き国民年金の加入手続を行い、その妻が市役所で夫婦の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年7月23日に夫婦連番で払い出され、44年4月から50年3月までの期間を第3回特例納付で、54年4月から55年3月までの期間を過年度納付で、55年6月にそれぞれ納付していることから、その時点で過年度納付が可能な申立期間②の保険料を納付していないのは不自然である。

また、申立人が、12か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、結婚後A市役所からはがきが来たの

で夫婦で市役所に行き国民年金に加入し、制度開始当初にさかのぼって保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年7月23日に夫婦連番で払い出されており、払出日からすると、申立期間①は、時効により保険料を納付することはできない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付について明確に記憶していないため、加入状況、納付状況等が不明である上、当該期間は制度上保険料を納付できない未加入期間となっている。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 59 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から 59 年 2 月まで

私は退職後の昭和 58 年 11 月に、A 区役所又は同区役所 B 出張所において、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その後、国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、B 出張所において保険料を納付した。領収書は 59 年 3 月の確定申告の際に添付してしまって所持していないが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 区役所 B 出張所において納付したとしているところ、A 区役所では、B 出張所の開設は昭和 37 年 9 月であり、同出張所において国民年金の加入手続及び保険料納付は可能であったとしており、申立人の申述には信憑性がうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 1 月ころに払い出されており、その時点からすると、申立期間は現年度納付が可能な期間である上、申立人は、申立期間以外に保険料の未納は無く、申立人が 4 か月間と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの期間、48年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年5月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで
③ 昭和48年1月から同年3月まで
④ 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和26年からA区のB店に住み込みで働いていた。36年の国民年金制度開始に伴い、店主が加入手続をしてくれ、保険料は給料から天引きにより、店主が納付してくれていた。

C市（現在は、D市）で独立するため昭和38年に退職した時に、B店の店主からそれまでの国民年金手帳を受け取り、同市役所で国民年金加入手続をする際に、その手帳を持参したことを記憶している。

また、C市で加入手続後は、夫婦二人分の保険料を主に同市役所で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④について、申立人は、C市でその妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、その後は夫婦二人分の保険料を主に同市役所で納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の被保険者の資格取得時期から、昭和39年6月から同年7月ころまでに払い出されたと推認され、その時点からすると、これら申立期間の保険料は納付することが可能である。

また、当該期間の前後の国民年金保険料は現年度納付済みである上、

それぞれ3か月と短期間であるこれら申立期間の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

- 2 一方、申立期間①について、申立人自身は申立期間①の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたとするB店の店主は既に他界しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、C市で国民年金加入手続をした際に、B店を退職した時に店主から渡された国民年金手帳を持参したとしているが、A区で加入手続を行い、その時交付された国民年金手帳を持参したとすると、同市ではA区で交付された国民年金手帳の記号番号をそのまま引き継いで使用するはずであるが、申立人に新たな記号番号の国民年金手帳を交付していることから、申立人の申述は、当時の取扱いと符合しない。

さらに、申立人は、住み込みで働いていたB店の店主が昭和36年の国民年金制度発足に伴い国民年金加入手続をし、保険料を納付してくれていたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点（39年6月から同年7月ころまで）からすると当該期間は未加入期間で制度上保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの期間、48年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 24 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 1 日から 4 年 1 月 1 日まで
ねんきん定期便によると、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 10 万 4,000 円となっている。在職中は降給されたことは無く、実際に支払われた給与額（24 万円）と相違しているので申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する 24 万円と記録されていたものの、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 5 年 3 月 9 日以降の同年 7 月 7 日付けで、標準報酬月額が 3 年 8 月 1 日にさかのぼって 10 万 4,000 円に引き下げられており、申立人のほか 14 人の同僚についても同様に遡及訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は、「社会保険料を含め、8 億円ほどの負債があり、社会保険料を滞納していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成 5 年 7 月 7 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について 3 年 8 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 16 日から 47 年 8 月 1 日まで
平成 18 年に社会保険事務所（当時）で、国民年金の記録しか無いといわれて疑問だった。A株式会社（現在は、B株式会社）C支店に勤務していたときの厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金支給済期間となっているが手続きしたことも受給した記憶も無いので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年9か月後の昭和49年5月11日に支給決定が行われたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿は氏名変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和47年10月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期より約1年2か月前に国民年金に任意加入し保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額記録を平成7年11月から8年9月までの期間は20万円、同年10月から10年3月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年11月1日から10年4月1日まで
申立期間の株式会社Aにおける標準報酬月額記録が、実際の給与の額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額額は、当初、平成7年11月から8年9月までの期間は20万円、同年10月から10年3月までの期間は22万円と記録されていたところ、9年3月28日付けで8年10月1日の定時決定を取り消した上で、7年11月1日にさかのぼって同年11月から9年3月までの期間を15万円に、10年5月7日付けで9年10月1日の定時決定を取り消した上で、同年4月1日にさかのぼって同年4月から10年3月までの期間を10万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、事業主及び当該事業所に勤務していた34人の被保険者が、申立人と同様にさかのぼって標準報酬月額が訂正されていることが確認できる。

一方、事業主は、「平成9年3月及び10年5月に、厚生年金保険料の滞納があったため社会保険事務所（当時）に出向き、担当課長に相談の上、関係書類に何回も押印したが、延滞金を免除する旨の説明は聞いたが標準報酬月額減額訂正の説明は無く、減額訂正の書類には押印していない。」としており、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があったものと推認できる。

また、申立人が提出した給与明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成9年1月から同年12月までの期間において、事業主により減額訂正前の標準報酬月額22万円に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、当該事業所の社会保険関係の事務処理及び給与計算の委託を受けていた社会保険労務士事務所提出の申立人に係る労働者名簿では、申立人の標準報酬月額は、資格取得時の平成7年11月は20万円、定時決定の8年10月及び9年10月は、いずれも22万円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年11月から8年9月までの期間を20万円、同年10月から10年3月までの期間を22万円に訂正することが必要である。

なお、平成10年4月以降の標準報酬月額は22万円と記録されている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成8年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月28日から同年5月1日まで

昭和63年5月1日に現在在職中の株式会社Bが所属するCグループの前身、株式会社Dに入社し、平成8年3月にグループ内で異動があり株式会社Aに移籍したが、株式会社Aにおける申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。入社から現在まで継続して勤務しており、在職証明書もあるので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び複数の同僚の供述等から判断すると、申立人は、申立期間前後を含めて株式会社A及び同社の関連会社に継続して勤務し（平成8年3月28日に株式会社Dから株式会社Aに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aに係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」（副）及びオンライン記録における申立人に係る同社の平成8年5月の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、株式会社Aに係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確

認及び標準報酬決定通知書」(副)における資格取得日が平成8年5月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA院における資格喪失日に係る記録を平成13年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年6月30日から同年7月1日まで

A院に平成13年4月1日から同年6月30日まで勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、同年6月の厚生年金保険の記録が無い。被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA院における給料明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成13年6月の給料明細書から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、労働者名簿には平成13年6月30日に退職と記載されているにもかかわらず、資格喪失日を同日に届け出たのは間違いではないかと供述している上、申立事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が同年6月30日と記載されていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支店における資格取得日に係る記録を昭和38年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年7月1日から同年8月8日まで
昭和38年7月に株式会社AのC本社からB支店に転勤になった時の厚生年金保険の加入記録が無い。調べて被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所(当時)の記録、事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し(同社C本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に昭和38年7月に異動したとする複数の同僚が、同月において、株式会社AのC本社又はD部(E地)で資格喪失後、異動先の同社B支店又はF営業所で資格を取得していることが確認でき、そのうち一人は申立人同様同年7月1日に同社C本社で資格を喪失し同年7月1日に同社F営業所で資格を取得していることが確認できることから、異動日を同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年8月のオンライン記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りが考えられることから納付していないとしており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和38年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和43年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月21日から同年2月1日まで

昭和26年4月にA株式会社に入社し、平成2年9月末に定年退職するまで同社及び合併後のB株式会社に継続して勤務した。この間、昭和42年4月1日からA株式会社C出張所で勤務し、43年2月1日に同社本社に転勤となったが、厚生年金保険の加入記録では申立期間の記録が欠落している。同一企業内の転勤であり、事務手続上の誤りであると思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の在職期間証明書及び退職者カードにより、申立人は、同社に昭和26年4月から平成2年9月30日まで継続して勤務し（昭和43年1月21日にA株式会社C出張所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社における昭和43年2月のオンライン記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B株式会社では合併前のA株式会社の人事記録が残っていないため不明としているほか、申立人の雇用保険の被保険者記録も確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明

らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B所における資格取得日は昭和21年8月1日、資格喪失日は25年3月27日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年8月から22年5月までの期間は210円、同年6月から同年12月までの期間は500円、23年1月から同年7月までの期間は600円、同年8月から同年11月までの期間は3,000円、同年12月から24年4月までの期間は4,200円、同年5月から25年2月までの期間は4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年8月ころから25年3月ころまで

私は、申立期間においてC地にあったA株式会社B所に勤務していたが厚生年金保険の記録が無い。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B所に係る厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名及び同一生年月日であり、かつ、申立事業所名が記載された事業所名と一致している被保険者記録が確認できる。

また、当該被保険者記録は、申立期間と一致しているとともに、基礎年金番号に統合されていないことから、当該未統合となっている被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和21年8月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び25年3月27日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、当該名簿の未統合の厚

生年金保険被保険者記録から、昭和 21 年 8 月から 22 年 5 月までの期間は 210 円、同年 6 月から同年 12 月までの期間は 500 円、23 年 1 月から同年 7 月までの期間は 600 円、同年 8 月から同年 11 月までの期間は 3,000 円、同年 12 月から 24 年 4 月までの期間は 4,200 円、同年 5 月から 25 年 2 月までの期間は 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和51年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月21日から同年10月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A株式会社に入社したのは昭和51年9月21日であるにもかかわらず被保険者資格の取得日は同年10月1日となっている。

入社時の「給与額決定通知書」には、昭和51年9月21日からの記述があるので、当該申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与額決定通知書の記載内容及び雇用保険被保険者記録により、申立人はA株式会社に昭和51年9月21日から勤務していたことが確認できる。

また、当時の経理担当者は「当時の手帳を調べたところ申立人が昭和51年9月21日に入社した記述があった。社会保険関係については全員入社日から社会保険への加入としていた。同年10月1日の資格取得となっていたら届出が誤ったと考えられる。保険料は原則どおり当月支払の給与から前月分を控除して納付していた。」と供述している上、申立人から提出された51年10月分給与明細書により同年9月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「社会保険への加入は入社日と同日となってい

る。申立人についても同じ取扱いであったはず。」と供述している。

加えて、元事業主は「事業所は平成 20 年に閉鎖しており、当時の資料は保管されてないため当時の届出等については不明であるが、当社では全員を厚生年金保険の被保険者として届け出ていた。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書記載の控除保険料から 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB所（現在は、C株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月1日から同年8月11日まで

昭和41年4月16日入社から平成11年2月23日に退職するまで、C株式会社及びその関連会社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録において、株式会社AのB所に異動した際の1か月間が空白となっていることには納得できない。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社の提出した従業員名簿及び社歴並びに申立人の提出した辞令から判断すると、申立人は、株式会社AのB所及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和47年7月1日に、株式会社Dから、株式会社AのB所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和47年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は詳細は不明としながらも、労働者名簿により在籍が確認できる期間について、厚生年金保険料の控除及び納付を行わないことは考え難いと

主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を申立期間①については30万円、申立期間②については34万円、申立期間③については38万円、申立期間④については36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成16年7月28日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月20日

すべての申立期間の賞与について、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金加入記録には反映されていなかった。申立期間当時に勤務していた有限会社Aに聞いたところ、「納付したと思っていた。第三者委員会で認められれば保険料を納付する。」と説明してくれているので、賞与の記録を厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び事業主から提出された給与支払明細書、給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに事業主の供述により、申立人は、平成15年7月25日、16年7月28日、17年7月20日及び同年12月20日に有限会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間の給与支払明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立期間①は30万円、申立期間②は34万円、申立期間③は38万円、申立期間④は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いて、事業主は申立人から控除した保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から9年3月27日まで
株式会社Aに勤務していた平成8年11月1日から9年3月27日までの標準報酬月額が9万2,000円になっているのはおかしい。申立期間当時、給料が下がったことは無いので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主により提出された給与支払控えから、申立人は、申立期間において標準報酬月額28万円に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、当該事業所の事業主は、「申立人は、営業関係の事務を担当していた従業員であり、社会保険関係の事務には関与していなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所に係るオンライン記録によると、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する28万円と記録していたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年3月27日）より後の同年3月28日付けで、8年11月1日に遡^{そきゆう}及して標準報酬月額を9万2,000円に引き下げている。

これらを総合的に判断すると、平成9年3月28日付けで行われた遡^{そきゆう}及訂正処理は事実^{そきゆう}に即したものと考えるのが難しく、申立人について8年11月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったと認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和57年12月15日、資格喪失日を58年3月3日であると社会保険事務所（当時）に届出を行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和57年12月から58年2月までの標準報酬月額については、9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から56年10月まで
② 昭和57年12月から58年3月まで

昭和55年春ころに、A株式会社に自分で行って面接し、すぐに契約となり1年半くらい働いた。当時の給料は、10万円程度でいろいろ控除され手元には7万円から8万円が残る程度だった。工場長から指示を受けて、朝9時から夕方5時まで働いた。男性社員が3人、女性社員が12人から13人で、工場長は夫婦で働いていた。私が退社して3か月後につぶれたと聞いた。

また、実家に戻っていた時の昭和57年12月ころに、B市内にあるCを扱う工場に3か月くらい勤務した。Dという駅で降りて会社まで通った記憶がある。

申立期間について、調査して、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、株式会社Eに係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、漢字氏名及び読み方が申立人の旧姓である「F」と一致しており、生年月日も「昭和13年*月*日」と完全一致する厚生年金保険被保険者記録（厚生年金保険手帳番号*）が確認でき、当該被保険者記録は、基礎年金番号に未統合となっていることが確認できる。

また、申立期間②において株式会社Eに係る申立人の雇用保険の記録

が確認できる上、同社のB市にある事業所所在地を地図で確認し、事業所に近いGの駅及び申立人が覚えていた通勤に係る供述から判断すると、当該未統合となっている被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和57年12月15日に被保険者資格を取得した旨の届出及び58年3月3日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①について、申立人が申立事業所の住所地であるとしたH地には、申立期間①以前から現在まで、申立人が申立事業所として挙げたA株式会社は存在せず、調査の結果、申立事業所は、当時の住宅地図からI地でJしていた「K社」であることが判明したが、L地にあるK社に係る法人登記簿謄本は見当たらず、オンライン記録によると、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所としては見当たらない。

また、申立期間①より前の勤務期間及び後の勤務期間における申立人の雇用保険被保険者記録は確認できるものの、申立期間①における申立人の雇用保険被保険者記録は見当たらず、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所となっていた全国の「K社」名の事業所に係る厚生年金保険の被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は確認できなかった。

さらに、申立期間①以前から現在まで、K社があった土地及び建物の所有者の女性は、「自分もパートとしてK社に昭和57年から10年くらい勤務した。」と供述しており、「K社は、全従業員がパートで、会社が始まった最初から閉鎖するまで厚生年金保険には加入しておらず、給与から保険料は控除されていなかった。」と供述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①を含む昭和47年4月から57年3月までの10年間について、国民年金保険料を納付済みであることが確認でき、申立人は、「仕事をしながら自分で市役所等で国民年金保険料を納めていた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和48年4月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月24日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係るA会における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から同年7月23日まで

昭和47年3月から48年7月22日まで勤務していたB所の給与明細書を見たところ、48年4月から同年7月までの期間については保険料が引かれているのに、厚生年金保険被保険者期間となっていないのはおかしい。申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB所を含め、C地内のD所からの依頼により社会保険の加入手続を行うため適用事業所となっていたA会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、生年月日が同一で、申立人と氏名が一字異なる「E」の記録が発見され、当該記録は、昭和48年4月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月24日に資格を喪失している上、基礎年金番号に未統合となっている。

また、A会が保管する「厚生年金加入一覧表」には、昭和48年4月14日に資格を取得し、同年7月24日に資格を喪失した「E」の記録が確認できる上、F名欄に申立人が供述するF名と一致する「G」の記入が確認できる。

さらに、申立人が保管する昭和48年4月分から同年6月分までの給与支払明細書により、標準報酬月額3万円に見合う厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが認められる。

これらの事実を踏まえると、当該未統合となっている厚生年金保険被保険者記録は、申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和48年4月14日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年7月24日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、朝日会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該未統合記録から3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から 14 年 5 月 21 日まで
株式会社A在職時の厚生年金保険の標準報酬月額を年金事務所で確認したところ、平成 10 年 1 月から 14 年 5 月 20 日に退職した時までの期間について、実際の給料よりも低い標準報酬月額であることが保管している給与明細書との比較において判明した。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低いほうの額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から判断すると、申立期間のうち、平成 10 年 1 月から 12 年 5 月までの期間及び同年 7 月から 14 年 4 月までの期間を 30 万円に訂正することが必要である。

一方、オンライン記録では、申立人は、平成 10 年 1 月 1 日付け（処理日は同年 2 月 9 日。）の随時改定（以下「当該随時改定」という。）において、標準報酬月額が 30 万円から 18 万円に減額されているが、12 年 6 月については、給与明細書を保管していないため、保険料控除額が確認できない。

しかしながら、申立人と同じく当該随時改定により、標準報酬月額が38万円から24万円に減額されている同僚から提出された給与明細書の保険料控除額は、平成10年2月から15年1月までの期間において当該随時改定の標準報酬月額（24万円）に相当する保険料よりも高額な保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該随時改定により、標準報酬月額が36万円から22万円に減額され、その後平成12年10月から24万円に改定されている同僚から提出された給与明細書の保険料控除額は、10年2月から15年1月までの期間において当該随時改定（22万円）及び12年10月から適用した算定における標準報酬月額（24万円）に相当する保険料よりも高額な保険料が控除されていることが確認できる。

以上の同僚における厚生年金保険料の控除の状況及び申立人の申立期間内において給与明細書で確認できる保険料控除額がすべて当該随時改定前の標準報酬月額（30万円）に相当する保険料控除額と同額であることから、申立人の平成12年6月の厚生年金保険料は、当該随時改定前の標準報酬月額（30万円）に見合う保険料が控除されていたと推認される。

したがって、申立期間のうち平成12年6月の標準報酬月額については、30万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したが回答が得られないことから不明であるが、給与明細書において確認できる保険料控除額及び同僚の厚生年金保険の記録から推認した保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、平成10年1月から14年4月までの期間について一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年10月1日から同年12月25日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社（現在は、株式会社B）C支店における資格取得日に係る記録を同年10月1日、資格喪失日に係る記録を同年12月25日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を80円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和20年12月25日から23年5月20日までの厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を23年5月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20年12月から21年3月までは100円、同年4月から同年8月までは270円、同年9月及び同年10月は300円、同年11月から22年5月までは570円、同年6月から23年4月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年10月1日から23年5月20日まで
社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者期間の記録が無いが、昭和13年4月にA社の前身であるD社に入社し、17年に兵役はしたが、復員後である20年10月からはA社C支店に配属された。

申立期間について、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bから提出のあった申立人に係る人事記録により、申立人が申立期間において当時のA社C支店に勤務していたことが認められる。

また、当該人事記録及びE自治体F部が発した「軍歴確認書」に記載さ

れた申立人の軍歴によると、申立人は、昭和 17 年 1 月 10 日に現役兵として G 隊に入隊し、20 年 12 月 25 日に復員したことが確認できる。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険加入記録は確認することができない。

しかしながら、申立期間のうち、H 軍に召集されていた期間である昭和 20 年 10 月 1 日から同年 12 月 25 日までの期間については、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 により、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間は、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間のうち、昭和 20 年 10 月 1 日から同年 12 月 25 日までの期間については、申立人は、厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、80 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 20 年 12 月 25 日から 23 年 5 月 20 日までの期間については、前述の人事記録から判断すると、申立人は、A 社に継続して勤務し（23 年 5 月 20 日に、同社 C 支店から同社 I 支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と生年月日が近い同僚二人（大正 10 年 * 月 * 日及び同年 * 月 * 日生まれ）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 20 年 12 月から 21 年 3 月までは 100 円、同年 4 月から同年 8 月までは 270 円、同年 9 月及び同年 10 月は 300 円、同年 11 月から 22 年 5 月までは 570 円、同年 6 月から 23 年 4 月までは 600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成4年1月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から4年1月16日まで

社会保険庁（当時）の記録では、平成3年8月から4年1月までの期間における私の厚生年金保険の記録が無い。3年7月分から4年1月分までの給料明細書も提出するので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持していた給料明細書により、申立人が平成4年1月15日までA株式会社に勤務していたことが認められるとともに、当該給料明細書において3年8月から同年12月までの厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、オンライン記録において、A株式会社は、平成3年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者のうち、申立人を含む事業主以下20人の記録において、同日以降の4年1月24日に3年10月の定時決定が取り消されるとともに、4年1月24日及び同年1月27日に、3年8月31日までさかのぼって資格喪失日とする処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成3年8月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申

立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日の4年1月16日であると認められる。

また、平成3年8月から同年12月までの標準報酬月額については、同年7月のオンライン記録から38万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年10月1日に訂正し、申立期間における標準報酬月額に係る記録を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月30日から同年10月1日まで
A社のB支店に、昭和47年9月30日まで勤務（仕事内容：C）していたので、厚生年金保険の資格喪失日は同年10月1日になるはずだ。申立期間（47年9月）を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた昭和47年分退職所得の源泉徴収票、D基金からの回答及び雇用保険の記録により、申立人が47年9月30日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が提出した申立人に係る資格喪失確認通知書によれば、申立人の資格喪失日は昭和47年9月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格取得日は昭和26年1月8日、資格喪失日は28年4月1日であると認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和15年1月1日から20年1月1日まで
② 昭和21年2月1日から同年12月1日まで
③ 昭和25年11月10日から28年8月1日まで

私は、昭和15年1月にB社（現在は、A株式会社）に就職し、19年末まで勤務した。その後、兵役に就き、終戦後、B社に21年1月から28年8月まで継続して勤務した。勤務期間のうち、一部期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間の年金記録を調査し、回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が同じである者が、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年1月8日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28年4月1日に資格を喪失した旨記載されていることが確認できる。

一方、A株式会社の前身であるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和21年12月1日に同社において被保険者資格を取得しており、その厚生年金保険手帳記号番号は「*」であることが確認できるが、この手帳記号番号及び姓名が上記の記録と同一である上、当該記録は、基礎年金番号に統合されていないことを踏まえると、当該未統合となっている被保険者記録は申立人本人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 26 年 1 月 8 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 28 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における当該未統合記録から、8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、昭和 25 年 11 月 10 日から 26 年 1 月 7 日までの期間について、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは 26 年 1 月 8 日と確認できる上、28 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が同年 4 月 1 日で資格を喪失していることが確認できる。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間③のうち、昭和 25 年 11 月 10 日から 26 年 1 月 7 日までの期間及び 28 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間①及び②について、昭和 15 年 1 月 1 日から 17 年 5 月 31 日までの期間については、厚生年金保険法の前身である「労働者年金保険法」（17 年 6 月施行）に基づき、労働者年金保険制度が発足する以前の期間である。

また、昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 9 月 30 日までの期間については、労働者年金保険法の適用期間であるものの、同法では、肉体労働者の男子工員のみが労働者年金保険の被保険者となるとされているところ、申立人の供述により、当該事業所において、申立人は C であったと認められることから、労働者年金保険の適用を受ける対象ではなかったと推認できる。

さらに、当時の事業主は死亡している上、同僚からも、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを裏付ける供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和24年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月20日から25年7月1日まで

私は、A株式会社に昭和15年6月から48年4月1日まで継続して勤務し厚生年金保険被保険者資格を一度も喪失したことはなく、当該期間も給与から厚生年金保険料が天引きされていた。同社本社C部から同社B支店D所に異動した際の厚生年金保険被保険者期間の記録が無いのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の次男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和24年4月20日にA株式会社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支店における昭和25年7月のオンライン記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同事業所は、昭和24年5月1日に適用事業所となっているが、それ以前は申立期間の一部を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は、法人であり、新規適用時の被保険者数も28人が確認できる上、同僚の供述から申立期間当時の従業員数も5人以上であったことが

推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主は、申立期間のうち昭和24年4月20日から同年5月1日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主から社会保険事務所に対し申立人の同年4月20日を資格取得日とする届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年6月25日
② 平成17年6月24日

株式会社Aから平成15年6月25日及び17年6月24日に一時金（賞与）を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていないため、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける平成15年6月25日及び17年6月24日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月1日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当

時) は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の各申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年6月25日
② 平成17年6月24日
③ 平成19年6月25日

株式会社Aから平成15年6月25日、17年6月24日及び19年6月25日に一時金（賞与）を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、各申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていないため、各申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける平成15年6月25日、17年6月24日及び19年6月25日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、各申立期間について150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月1日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当

時) は、申立人に係る各申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の各申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年6月25日
② 平成17年6月24日
③ 平成19年6月25日

株式会社Aから平成15年6月25日、17年6月24日及び19年6月25日に一時金（賞与）を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、各申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていないため、各申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける平成15年6月25日、17年6月24日及び19年6月25日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、各申立期間について150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月1日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当

時) は、申立人に係る各申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月25日

株式会社Aから平成15年6月25日に一時金（賞与）を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていないため、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける平成15年6月25日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月1日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 6 月 24 日
② 平成 19 年 6 月 25 日

株式会社Aから平成17年6月24日及び19年6月25日に一時金（賞与）を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていないため、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける平成17年6月24日及び19年6月25日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月1日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当

時) は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年6月25日

株式会社Aから平成15年6月25日に一時金（賞与）を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていないため、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける平成15年6月25日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月1日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月25日

株式会社Aから平成19年6月25日に一時金（賞与）を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていないため、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける平成19年6月25日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月1日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年6月25日

株式会社Aから平成19年6月25日に一時金（賞与）を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていないため、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける平成19年6月25日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月1日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月25日

株式会社Aから平成19年6月25日に一時金（賞与）を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていないため、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける平成19年6月25日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控への記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月1日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 25 日

株式会社Aから平成19年6月25日に一時金(賞与)を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていないため、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける平成19年6月25日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月1日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当

時) は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月25日

株式会社Aから平成19年6月25日に一時金（賞与）を支給され、当該一時金から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が反映されていないため、申立期間の標準賞与額について認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける平成19年6月25日に支給された賞与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間について150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控への記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年4月1日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和43年4月18日、資格喪失日は45年4月29日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和43年4月から同年9月までは4万8,000円、同年10月から44年9月までは3万9,000円、同年10月から45年3月までは4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年4月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和43年4月から45年4月までの2年間、B町のC近くにあったA株式会社に、Dとして勤務していたにもかかわらず、同社における被保険者期間は無いと回答をもらった。しかし、当時、同社はEしていた大きな会社であり、厚生年金保険に加入していたのは間違いないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人と氏名及び生年月日が同一であるほか、資格取得日及び資格喪失日がそれぞれ昭和43年4月18日、45年4月29日となっている厚生年金保険被保険者の記録が確認できる。

また、申立人が供述しているA株式会社の所在地及び同僚の氏名についても、同名簿の記録と一致していることから、申立期間における同社での勤務実態が推認できる上、当該被保険者記録は、申立期間とほぼ一致しており、65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことを踏まえると、当該未統合となっている厚生年金保険被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 43 年 4 月 18 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 45 年 4 月 29 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿における当該未統合記録から、昭和 43 年 4 月から同年 9 月までは 4 万 8,000 円、同年 10 月から 44 年 9 月までは 3 万 9,000 円、同年 10 月から 45 年 3 月までは 4 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものとも免除されていたものとも認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

A 市役所から、20 歳になったので国民年金に加入するよう通知が届いたため、国民年金の加入手続をしたはずである。その後は国民年金保険料を納付していたか、免除申請の手続をしたはずである。申立期間が未加入期間とされていることに、また、免除期間とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市から、20 歳になったので国民年金に加入するよう通知が届いたため国民年金の加入手続をしたはずであり、その後は国民年金保険料を納付していたか、免除申請の手続をしたはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、平成 3 年 6 月ころとなっており、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、申立人は、申立期間中は大学生であり任意加入期間であるため、制度上さかのぼって納付することはできない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間について、申立期間は学生のため、任意加入期間であり、免除申請は制度上できない期間である上、免除の承認を受けたこと及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとも免除されていたものとも認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年6月から54年3月まで

申立期間については、私が20歳の時に、実家の母が私の国民年金への加入手続をして国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳の時に、その母親が申立人の国民年金への加入手続をして国民年金保険料を納付したはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和54年9月ころであり、その時点では、申立期間のうち51年*月から52年6月までは時効により納付できず、52年7月から54年3月まではさかのぼって納付する期間となるが、国民年金保険料を納付したとする母からさかのぼって納付したなどの具体的な申述はみられないことから、納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間中住所の移動が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から同年 8 月までの期間、46 年 3 月から 49 年 3 月までの期間及び 54 年 7 月から 55 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月から同年 8 月まで
② 昭和 46 年 3 月から 49 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 7 月から 55 年 12 月まで

申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、私が渡した金銭からその母親が納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、申立人が渡した金銭から母親が納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 50 年 2 月であり、その時点では、申立期間①は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。
- 2 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 2 月の時点では、申立期間②のうち、46 年 3 月から 47 年 12 月までの期間は時効により納付できず、48 年 1 月から 49 年 3 月までの期間はさかのぼって納付することが必要な期間となるが、申立人から申立期間②の保険料をその母親がさかのぼって納付したなどの具体的な申述はみられないことから、申立期間②の保険料の納付状況が不明である。
- 3 申立期間③について、申立人は、申立人が渡した金銭からその母親が納付したと主張しているが、その母親は、昭和 54 年 1 月に他界してお

り、申立期間③の保険料を納付することはできない。

4 申立期間①、②及び③を通じて、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は既に他界しており証言が得られない上、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から41年10月までの期間及び43年5月から44年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月から41年10月まで
② 昭和43年5月から44年5月まで

申立期間当時、私はAとしてBに住み込みで働いていたため、国民年金保険料は母親が納付していたものと思う。また、年金手帳の私の氏名が間違っている。申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の記憶に無い古い国民年金手帳を見付けたことを根拠に、申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとしているが、その年金手帳は資格取得日等の記載から昭和45年10月ごろに交付されたものであると推測され、申立期間①及び②当時のものではない上、申立人の母親は既に他界しており証言を得ることができず、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親から話も聞かされていないため、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年10月ころに払い出されており、その時点では申立期間①並びに申立期間②のうち43年5月及び同年6月の保険料は時効により納付できない上、国民年金被保険者資格の取得日が45年9月25日であることから、申立期間①及び②は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない。

さらに、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年3月までの期間及び50年4月から57年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から49年3月まで
② 昭和50年4月から57年12月まで

昭和47年7月ころ、自分で国民年金の加入手続きを行い、以後、自分で納付書に現金を添えて納付したと思うので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自分で納付書に現金を添えて納付したと思うとしているところ、納付時期、納付場所及び納付保険料額について具体的に覚えていないとしているなど、申立期間の保険料納付をうかがわせる事情が得られない。

また、申立人は、昭和47年7月ころ、自分で国民年金の加入手続きを行ったとしているところ、申立人が現在所持している年金手帳には、58年1月14日に、申立人が初めて国民年金の任意加入被保険者となった旨の記載があり、国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の記号番号が58年2月25日に払い出されていることが記載されている上、日本年金機構A事務センターでも、「国民年金手帳記号番号払出簿検索システムでは、申立人が58年1月前に別の記号番号を所持していた記録は見当たらない。」としており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで
平成5年11月から9年3月までは国民年金保険料の申請免除期間であったが、そのうち申立期間の国民年金保険料は、15年又は16年に追納したと思うので、追納の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、平成15年又は16年に追納したと思うとしているところ、15年及び16年の時点で、申立期間より前の5年11月から8年3月までの期間も申請免除期間であり、国民年金法によれば、申請免除期間の一部につき追納をするときは、先に経過した月の分の保険料から順次に行うものとされていることから、当該期間の一部期間は時効により納付できなかった可能性はあるものの、納付可能な期間が含まれているにもかかわらず、申立期間より前の申請免除期間の保険料を追納せず、申立期間の国民年金保険料を追納したことになる。

また、申立人は、追納保険料の納付場所等について具体的な記憶が無く、申立人が追納保険料の一部を負担してもらった記憶があるとする申立人の母も、追納保険料の負担について具体的な記憶は無い旨供述している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、平成16年5月11日付けでA社会保険事務所（当時）から送付された国民年金追納勸奨状に、6年6月から8年3月までの申請免除期間が記載されているものの、申立期間（平成8年度）については記

載が無いため、8年度分の保険料は追納済みだと思っしているが、A年金事務所では、同追納勸奨状に8年度の保険料免除期間が記載されていない理由は不明であるが、一般的に当時の国民年金追納勸奨状には、本人の免除期間のうち時効が近いものしか記載せず、本人の免除期間すべてを記載するものではなかったとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで

大学を卒業してすぐの昭和 61 年 4 月ころ、A 区役所の B 出張所で国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続をした。保険料は前納すれば割引になることを知っていたので、一括で納めている。保険料額は 1 か月が 7,000 円だったと覚えているが、一括納付の保険料額は覚えていない。

申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月ころ国民年金の加入手続を国民健康保険の加入手続と一緒に行ったとしているが、A 区の記録により申立人の国民健康保険被保険者資格取得日は 62 年 2 月 1 日であることが確認でき、申立人の主張と符合しない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 4 月に払い出されたと推認でき、この時点からすると申立期間の一部は時効により納付できず、申立人は、過年度納付可能な期間についても過年度納付の記憶は無いとしている上、申立人は、現在所持している年金手帳以外に交付された手帳も無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで
ねんきん特別便で昭和 55 年度の 1 年間は国民年金の加入期間でないことが分かった。その年の 12 月に A 市から B 市に引っ越しをしたが、年金を辞めた記憶も無いし、年金を辞めなくてはならない理由も無い。任意加入したからには保険料は必ず納付している。未納とされていれることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料納付について、従前と同様に納付しているのだから特別な記憶は無いのが当たり前であるとするのみで、A 市から B 市への転居に伴い必要な国民年金の住所変更手続や当時の保険料納付方法についての記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する 2 冊の年金手帳及び特殊台帳に「55年 4 月 1 日 資格喪失」、「56年 4 月 1 日 資格取得」との記載があり、この記載内容に不自然さは見られず、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から58年3月まで

ねんきん特別便で学生時代の国民年金の記録が記載されていないことが分かった。申立期間の2年間は学生で、A区で両親と同居していた。当時母親から私も20歳になったので国民年金に加入しなくてはならないと何度か聞いた記憶がある。両親は父も6年前に他界し、母は施設での生活を余儀なくされており、当時の状況を聞くこともできず、私も加入手続や保険料の納付に立ち会ったことはないが、母が保険料を納付してくれていたことは間違いないと思う。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続をし保険料を納付したとするその母は病床にあり、事情を聞くことができないため、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の母が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から同年10月まで

私は、平成2年7月31日に会社を辞めて就職活動している間に歯の治療を考えA市役所で国民健康保険の加入手続をした際、国民年金に加入しないと国民健康保険に加入できないと言われ、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記憶がある。今般、国民年金の加入記録が無いことが判明し、市役所で領収証書の控えの交付を依頼したところ、保管期限経過により処分したとの回答を得たが、国民年金の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年7月31日に会社を辞めた後に国民健康保険の加入手続に行った際、国民年金の加入が条件だったので、国民年金に加入し国民年金保険料を納付したと主張しているが、A市では、国民健康保険の加入に国民年金の加入条件ということはないとしている上、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入していた可能性について、国民年金手帳記号番号払出検索システム及び氏名検索などにより調査を行ったが、申立人が加入手続を行った形跡はうかがわれず、申立人もA市内から移動していないため、国民年金の加入手続をした事情が見当たらず、申立期間は未加入期間であるため、保険料は納付できない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を3か月間で2万円以内としているが、実際の申立期間3か月間の保険料は2万5,200円であり、

申立人の主張する金額と差がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年11月から44年5月まで

私は、入院のため会社を辞めた昭和42年11月ころA市役所にバスに乗って行き国民年金の加入手続をして月額200円か300円の保険料を現金で納付した。その後は結婚までの自宅療養中は3か月ごとに市役所まで歩いて行き保険料を納付した。年金手帳の四角いマスにスタンプを押されたのを覚えている。結婚して任意加入となるので44年6月にB市に転居するときに資格喪失手続きをした。60歳になりC社会保険事務所(当時)で年金額を計算したときにA市での国民年金加入記録が無いと言われた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年11月ころA市役所で国民年金の加入手続をして年金手帳を交付されたとしているが、その年金手帳について51年9月にD市(現在は、E市)で手続きしたときに窓口で回収されたとしていたのを、回収されたときの状況を詳しく聞かれる中でA市に預けていたかもしれないと申述を変更した上、A市では納付組織による保険料収納を除き年金手帳を預かることはなかったとしており、申立人の国民年金加入^{あいまい}に関する記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月4日に払い出されており、その時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付できず、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料が納付さ

れたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3452 (事案 1594 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで

申立期間については、大学生でA市に居住していたが、実家があるB市で母親が国民年金保険料の免除申請を行った。母親は書類を市役所に提出し、確かに受理されたので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、その母親がB市役所に出向き申立人の国民年金保険料の免除申請を行い、提出した書類は市役所で受理されたとしているが、申立人は平成元年4月から6年3月までA市に住所があることや申立人及び申立人の母親もA市で免除申請を行ったことは無いとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づく21年2月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。

当委員会は、申立人が主張している申立期間における国民年金の免除申請手続状況など、届出をしたとする申立人の母親から改めて聴取したが、「毎年申請した記憶は無い」との新たな証言を得た以外、前回の調査内容以上の資料や情報は確認できなかった。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを裏付ける関連資料も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年5月から61年3月まで
勤めていた会社を昭和56年4月に退職し、半年間ほど失業保険を受給していた。56年10月からA社に所属し、BのCとして仕事をしていましたが、そのC対象の研修会で国民年金に加入するよう説明を受けたので加入手続をし、保険料を納付した。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社のCとなった時、C対象の研修会で国民年金に加入するよう説明を受けたので国民年金の加入手続をし、保険料を納付したはずであるとしているが、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付場所、納付金額などに関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年10月14日に払い出されており、その時点では、申立期間のうち56年5月から59年8月までの期間は時効により納付できず、同年9月から61年3月までの期間は、さかのぼって納付する期間となるが、申立人にさかのぼって納付した記憶は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれな

い。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳には、申立期間直後の昭和61年4月に初めて国民年金の被保険者になった旨の記録がある。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から61年3月まで

昭和45年6月に結婚し、いつごろからか分からないが夫の扶養家族になり健康保険に加入していた。子どもの出産や病気で健康保険に加入していたのは確かであるので、夫が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずだ。保険料が未納であれば、健康保険の継続はできなかったと思われる。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年6月に結婚した以後は、その夫が申立人を扶養家族として健康保険に加入していたので、その夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずであると申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の夫は、別居しているため事情を聴くことはできず、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者証の記号番号として付番されていた番号であり、申立人は、平成9年5月ころに初めて国民年金に加入していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付することはできず、これ以前に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から10年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年8月から10年4月まで
申立期間については、会社を退職後A町役場で免除申請をしている。年金記録回答票により免除申請済みの旨を記載し返送したが、免除の確認ができないとの知らせが届いた。免除されているはずであるので、申立期間の保険料が免除されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、住居地のA町役場で国民年金の加入手続を行った際に保険料の免除申請手続も併せて行ったと申し立てているが、オンライン記録では、申立期間は平成10年5月25日の国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた未納期間であり、それまで申立期間は未加入期間であったことから、制度上免除申請をすることはできない期間である。

また、A町役場の国民年金の電算データでは、申立期間以降、申立人が平成10年3月18日に国民年金の被保険者資格の取得を行い同年5月29日に資格喪失手続を行っていることが確認できることから、当該資格取得時点では制度上さかのぼって申立期間の免除申請をすることはできなかった。

さらに、申立人から事情を聴取できない状況にあるため、国民年金の加入状況、保険料の免除状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から59年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び63年1月から平成元年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年3月から59年3月まで
② 昭和59年7月から同年9月まで
③ 昭和63年1月から平成元年5月まで

私の国民年金については、学生時代に父が加入手続をし、保険料も父がまとめて納付した。私の家は明治時代から商売をしており、保険料は納期内に必ず納めることが、わが家の家訓めいたものになっている。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生時代にその父が国民年金の加入手続をし、保険料もその父がまとめて納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が平成8年11月ころに払い出されていることが確認できることから、その時点からすると、申立期間①、②及び③の保険料は時効により納付不可能な期間である上、申立人に別の記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたとするその父も、加入手続及び申立期間の保険料納付についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 28 日から 33 年 5 月 9 日まで
ねんきん特別便によると、昭和 32 年 3 月 28 日にA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているが、33 年 5 月 8 日まで勤務しており、被保険者期間が 14 か月空白となっている。同社と一緒に退職した同僚Cの同社における資格喪失日が同年 5 月 9 日となっており、同氏と同じ喪失日であるはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の先代事業主が死亡したことを記憶していること、D温泉に行った社員旅行の写真を所持していること、同僚Cと一緒に同社を退職したとすること、及び先代事業主の長女が結婚したことを記憶していることを理由として、申立期間において当該事業所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、先代事業主の死亡日について、当該事業所の事業主及び同僚の一人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 32 年 3 月 1 日以前の「31 年*月*日」と供述しており、申立人が所持するD温泉に行った社員旅行の写真の撮影日について、当該同僚が「自身が所持するD温泉の社員旅行の写真に先代事業主が写っていることから先代事業主の死亡日以前。」としている。

また、申立人が同僚Cと一緒に退職したか否かについて、同僚Cを含む回答があった同僚5人はいずれも「不明」としている上、同僚の一人が「同僚Cは、申立人より長く勤務していたと思う。」と供述している。

さらに、申立人が先代事業主の長女が結婚したことを記憶していることについて、先代事業主の次女が、当該長女が結婚した日を「昭和 32 年 10 月 * 日」と供述しているものの、当該長女は、自身が結婚した日まで申立人が勤務していたか否かについて「不明」としている上、同僚 C が「A 社を退職後も申立人と付き合いがあった。」と供述していることを踏まえると、当該出来事を記憶していることをもって申立人の申立期間における勤務実態を推認することはできない。

加えて、同僚の一人が「昭和 32 年 4 月 11 日に E 地へ日帰りで花見に行った際の写真に、同僚 C は集合写真を含め 3 枚に写っているが、申立人が写っている写真は 1 枚も無い。」と供述している。

その上、当該事業所は、当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務状況について確認できない上、申立期間に同社において被保険者記録を有する同僚 7 人に照会したところ、5 人から回答があったものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたか否かについて、いずれも「不明」としており、申立人の申立期間の勤務に係る供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月 16 日から 52 年 8 月 1 日まで
② 平成 4 年 10 月 1 日から 7 年 3 月 16 日まで

社会保険事務所（当時）に相談したところ、申立期間の標準報酬月額が低額であることに気づいた。株式会社A（現在は、株式会社B）にCとして入社した時の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額（11 万円）及び関連会社（D社）に出向していた時の標準報酬月額が、同じ業務なのに、平成 4 年 10 月から転勤する 7 年 3 月までについて従前(44 万円)より低額となっているので、調査し、訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、株式会社Bの事業主へ照会したところ、人事（労務、厚生）担当部長は、申立期間に伴う厚生年金基金加入員台帳及び個人別賃金台帳兼源泉徴収簿（写し）を添付し、「申立期間を含む全被保険者期間の標準報酬月額は、基金分を含めて社会保険事務所の記録と同様である。」と回答している。

また、株式会社Aの記録を保有しているE組合（旧F組合）は、「平成元年8月の月額変更届より以前の記録は保存していないが、申立期間を含む3年8月1日から7年3月16日転勤までの標準報酬月額は社会保険事務所と同様である。」と回答している。

さらに、株式会社Aにおいて申立人と同期入社した男子被保険者（生年月日が昭和19年から28年まで）8人の資格取得時における標準報酬月額の平均は11万8,000円となっており、申立人の申立期間①における標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

加えて、事業主から送付された個人別賃金台帳兼源泉徴収簿（写し）を確認したところ、申立期間②の標準報酬月額が、平成4年9月以前よりも低額である原因は、4年5月から「本給等」は昇給しているものの、管理職等になり、時間外手当の支給額が無くなったことであると確認できる。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 21 日から 40 年 10 月 1 日まで
私は、A組合に就職し、事業所が名称をB組合に変更後も勤務し、結婚のために昭和 40 年 9 月末に退職した。社会保険庁（当時）の記録では、この被保険者期間は同年 10 月 12 日に脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 10 月 1 日に前後する 35 年 11 月から 45 年 5 月までに厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給権のある者は申立人を含めて 25 人で、脱退手当金を受給した記録のある者は 7 人おり、その全員が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、支給記録のある同僚一人が「総務担当者が脱退手当金の代理請求をした。」と供述していることから、当時は希望者に対して事業主による代理請求がなされていたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票「A組合（C）」と「B組合（D）」の二つには、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 12 日後の昭和 40 年 10 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 6 日から 37 年 4 月 10 日まで
私は昭和 35 年 3 月に A 株式会社が経営する B 施設に就職し、37 年 4 月に退職した。社会保険庁（当時）の記録では、この被保険者期間は 37 年 7 月 25 日に脱退手当金を受けていることになっているが、私は退職後の住所を会社に知らせておらず、当時は脱退手当金の制度も知らなかったのだから脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に勤務していた事業所の脱退手当金に係る届出記録には、脱退手当金受給者と思われる者の氏名、健康保険番号、所属及び退職年月日等が記載されており、当該届出記録には、申立人に係る記載が認められるとともに、申立人の前後 10 人について確認した結果、オンライン記録においても脱退手当金の支給記録が認められる上、昭和 32 年 5 月 25 日付けで社会保険事務所（当時）と当該事業所担当者との間で脱退手当金の支給方法等についての連絡メモが残されていることを踏まえると、当時、当該事業所において希望者に対して代理請求がなされ、支給決定通知は社会保険事務所から本人に出され、支払済みについて社会保険事務所から事業所に通知があったものと推認できる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 7 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人は、退職後の住所を会社に知らせておらず、脱退手当金の制度も知らなかったとしているなど、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年9月1日まで
② 昭和20年9月1日から21年11月1日まで
③ 昭和22年8月1日から25年12月31日まで
④ 昭和44年1月1日から同年5月12日まで

申立期間①にはA社に、申立期間②及び③にはB株式会社、申立期間④にはC社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、商業登記簿に「A社」名の事業所は見当たらず、オンライン記録等に適用事業所としての記録も無く、A社に対し申立内容について確認できない。

また、申立人が、事業所名はB株式会社かもしれないとしていることから、B株式会社は申立人の厚生年金保険の適用について確認したところ、同社では、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」には申立人の被保険者資格取得日が昭和21年11月1日と記載されているとしている。

さらに、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のB株式会社は適用事業所となった日は、申立期間①及び②の後の昭和21年11月1日である。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格記録は、B株式会社において昭和21年11月1日に被保険者資格を取得し、22年8月1日に被保険者資格を喪失（「原因」欄に「退職」と記載有り。）したとの記録のみであり、申立

期間①の加入記録は無い。

- 2 申立期間②について、上記1のとおり、B株式会社では、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」には申立人の被保険者資格取得日が昭和21年11月1日と記載されているとしている。

また、上記1のとおり、B株式会社が申立期間②当時適用事業所であった記録は見当たらない。

さらに、上記1のとおり、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に申立期間②の加入記録は無い。

- 3 申立期間③について、B株式会社では、同社が保管する申立期間③内の健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更（算定基礎）届に申立人の氏名は確認できないとしており、同僚からも、申立人の保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

また、上記1のとおり、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に申立期間③の加入記録は無い。

- 4 申立期間④について、同僚からは、C社では、厚生年金保険に加入させない試用期間が3か月あったとの供述が得られたほか、同社は、現在適用事業所でなくなっており、事業主等の所在も不明で、申立内容について確認できない上、同僚から、申立人の保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

なお、C社及び申立期間③の後に申立人の厚生年金保険加入記録があるD株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に申立人の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番も無い上、オンライン記録によると、昭和44年1月から同年4月までの期間は国民年金保険の保険料納付済期間となっている。

- 5 すべての申立期間について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 10 月 21 日まで
勤務した順序は明確ではないが、申立期間は、A株式会社及び有限会社Bに勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A株式会社に関する申立てについて、同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはいうかがえる。

しかしながら、社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 47 年 3 月 6 日であり、同日以前において適用事業所となった記録は確認できないほか、適用日以後の申立期間において、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠落も無い。

また、申立期間当時の事業主は、申立期間当時の厚生年金保険関係資料は保存されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入については不明であるが、同社では入社から3か月間の試用期間があり、この期間は厚生年金保険に加入させていないとしている上、同僚からも入社3か月経過後に厚生年金保険に加入したとの供述があり、申立人の申立期間の厚生年金保険料の給与からの控除については供述を得られない。

なお、申立人は、A株式会社に勤務した期間は数か月間であるとしている。

2 有限会社Bに関する申立てについて、申立人が具体的に説明する業務内容並びに申立期間当時の事業主及び同僚が供述する業務内容から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはいうかがえる。

える。

しかしながら、上記事業主は、有限会社Bは既に倒産し申立期間当時の厚生年金保険関係資料は保存されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入については不明であるが、入社後3か月から4か月間は研修期間があり、その期間は厚生年金保険に加入させていないと供述しているほか、同僚からは申立人の申立期間に係る勤務実態及び給与からの保険料控除について供述を得ることができない。

なお、申立人は、有限会社Bに勤務した期間は短期間であったとしている。

また、有限会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠落も無い。

- 3 申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、オンライン記録によると、申立人の申立期間における国民年金保険料は納付済みと記録されていることが確認でき、申立人も納付したと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から30年1月19日まで
ねんきん特別便によると、A施設（B有限会社）に勤務していた期間のうち、昭和29年2月1日から30年1月19日までの厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

昭和29年2月1日から31年12月23日までCとして勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずであり、納得できないので調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているD会員証の記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間当時、A施設に勤務していたことが認められる。

しかし、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、A施設は、申立期間以後の昭和30年1月19日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該事業所において同年1月19日以前に厚生年金保険の被保険者資格を取得した被保険者も確認できない。

また、申立期間当時の同僚6人に照会したところ、回答した5人のうち一人は、「自分が入社した昭和29年には、会社は厚生年金保険に加入しておらず、途中の30年1月から加入した。」と供述しており、ほかの一人は「29年夏ころに従業員の福利厚生について会社と話し合いをするまで社会保険には未加入だったのだが、その後役所を訪問して説明を聞き、失業保険（現在は、雇用保険）、健康保険及び厚生年金保険に30年1月から加入した。それまでは給与明細書はもらったことが無く、厚生年金保険料を給与から控除されていなかった。」旨の供述をしている。

さらに、商業登記簿謄本によれば、A施設は平成21年3月24日に解散

しており、事業主は、申立人の申立期間当時の勤務について認めているものの「当時の事業主は他界している上、給与台帳等の資料は保存されておらず、申立人の申立期間の勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除については不明。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 2 月 28 日まで
申立期間は公共職業安定所の紹介により、A 株式会社に B として勤務していたが、当該期間の厚生年金保険加入記録が無い。調査の上、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において A 株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 株式会社に照会したところ、同社が保管する社会保険関係台帳において、申立人は、雇用保険加入記録は確認できるものの、厚生年金保険加入記録は無いとしており、当時の B は雇用保険のみの加入であったと回答している。

また、申立期間当時に A 株式会社に入社した B 5 人を抽出して調査したところ、いずれも申立期間において、同社に係る厚生年金保険の加入記録は確認できなかった。

さらに、A 株式会社の厚生年金保険被保険者が加入する C 基金において、申立人の加入記録は確認できなかった。

加えて、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年から 32 年まで
(A 事務所)
② 昭和 42 年から 43 年まで
(B 事務所)
③ 昭和 43 年から 44 年まで
(C 社)
④ 昭和 44 年から 45 年まで
(D 社)
⑤ 昭和 48 年から 49 年まで
(E 株式会社)
⑥ 昭和 49 年から 50 年まで
(F 社)
⑦ 昭和 58 年ころ
(G 店)
⑧ 昭和 59 年ころ
(H 施設)
⑨ 昭和 60 年ころ
(I 店)
⑩ 昭和 60 年ころ
(J 株式会社)
⑪ 昭和 63 年から平成元年まで
(K 株式会社)

すべての申立期間において、厚生年金保険に加入しているはずである。保険料も給与から控除されていたので厚生年金保険の被保険者期間とし

て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、L会に照会したところ、申立期間①当時、M市では二人のN姓の者が事務所を開設していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において検索を行ったが、M市において適用事業所としてのA事務所に係る記録は無い。

また、いずれの事業主も既に他界しているため、照会を行うことはできず、申立人が勤務していた事業所を特定することはできなかった。

さらに、同僚照会についても、申立人に同僚の記憶は無く、照会を行うことはできなかった。

加えて、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除が確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、O会に照会したところ、申立期間②当時、P市では二人のQ姓の者が事務所を開設していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において検索を行ったが、P市において適用事業所としてのB事務所に係る記録は無い。

また、いずれの事業主も既に他界しているため、照会を行うことはできず、申立人が勤務していた事業所を特定することはできなかった。

さらに、同僚照会についても、申立人に同僚の記憶は無く、照会を行うことはできなかった。

加えて、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除が確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、R地近くにあったと供述するC社に勤務していたと主張している。

しかしながら、P市役所、S会及びT会に照会したが、当該事業所について存在を確認することはできなかった。

また、オンライン記録において検索を行ったが、適用事業所としての当該事業所に係る記録は無い上、当該事業所に係る商業登記簿は無く、事業主に照会はできなかった。

さらに、同僚照会についても、申立人に同僚の記憶は無く、照会を行うことはできなかった。

加えて、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による控除が確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

なお、申立人は、当該事業所について、「U社又はV株式会社かもしれない。」ともしているため、合わせて照会を行ったが、当該名称での事業所の確認はできず、オンライン記録において検索も行ったが、P市において適用事業所としての当該名称に係る事業所の記録は無いため、申立事業所の確認をすることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人は、W町にあったD社に勤務していたと主張している。

しかしながら、X組合に照会を行ったが、当該事業所について存在を確認することはできなかった。

また、オンライン記録において検索を行ったが、適用事業所としての当該事業所に係る記録は無い上、当該事業所に係る商業登記簿は無く、事業主に照会はできなかった。

さらに、同僚照会についても、申立人に同僚の記憶は無く、照会を行うことはできなかった。

加えて、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の事業主による控除が確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、Y市にあったE株式会社に勤務していたと主張している。

しかしながら、Z協会に照会を行ったが同社について存在を確認することはできなかった。

また、オンライン記録において検索を行ったが、Y市において適用事業所としての当該事業所に係る記録は無い上、当該事業所に係る商業登記簿は無く、事業主に照会はできなかった。

さらに、同僚照会についても、申立人に同僚の記憶は無く、照会を行うことはできなかった。

加えて、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険料の事業主による控除が確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

6 申立期間⑥について、申立人は、a市にあったF社に勤務していたと主張している。

しかしながら、Z協会に照会を行ったが当該事業所について存在を確認することはできなかった。

また、オンライン記録において検索を行ったが、a市において適用事業所としての当該事業所に係る記録は無い上、当該事業所に係る商業登記簿は無く、事業主に照会はできなかった。

さらに、同僚照会についても、申立人に同僚の記憶は無く、照会を行うことはできなかった。

加えて、申立人の申立期間⑥に係る厚生年金保険料の事業主による控除が確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

7 申立期間⑦について、申立人は、b地にあったG店に勤務していたと主張しており、c会へ照会したところ、申立人が記憶する所在地にG店があったとの回答が得られた。

しかしながら、オンライン記録において検索を行ったが、適用事業所としての当該事業所に係る記録は無い上、当該事業所に係る商業登記簿は無く、事業主に照会はできなかった。

また、同僚照会についても、申立人に同僚の記憶は無く、照会を行うことはできなかった。

さらに、申立人の申立期間⑦に係る厚生年金保険料の事業主による控除が確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

8 申立期間⑧について、d組合からの回答及び不動産登記簿により、現在のe地に「H施設」があったことが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の所有者はfを営んでいたことを記憶しているところ、不動産登記簿においても当該事実が確認でき、申立人の記憶と一致することから、申立事業所は当該事業所であることがうかがえる。

しかしながら、当該事業所の所有者は、既に他界しており、同氏が代表取締役であったfにも資料は無く、申立人がH施設に勤務していたことを確認することはできなかった。

また、オンライン記録において検索を行ったが、適用事業所としてのH施設に係る記録は無い。

さらに、同僚照会についても、申立人に同僚の記憶は無く、照会を行うことはできなかった。

加えて、申立人の申立期間⑧に係る厚生年金保険料の事業主による控除が確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間⑧における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 9 申立期間⑨について、申立人は、現在の g 地の I 店に勤務したと主張しているが、h 会に照会したところ、屋号は不明としながらも申立人が記憶している所在地に i 店があったとの回答が得られたことから、同店が申立事業所である I 店であったことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は既に無く、オンライン記録において検索を行ったが、適用事業所としての当該事業所に係る記録は無く、事業主に照会を行うことはできなかった。

また、同僚照会についても、申立人に同僚の記憶は無く、照会を行うことはできなかった。

さらに、申立人の申立期間⑨に係る厚生年金保険料の事業主による控除が確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

なお、g には、類似商号の株式会社 j が存在していたことが商業登記簿で確認できるため、オンライン記録において検索を行ったが、適用事業所としての同社に係る記録は無い上、同社は既に解散しており、事業主の所在も不明のため照会を行うことはできなかった。

このほか、申立人の申立期間⑨における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 10 申立期間⑩について、申立人が J 株式会社に勤務期間は不明ながらも昭和 60 年ころに勤務していたことが、事業主及び同僚の供述により推認される。

しかしながら、J 株式会社は、「当時の資料は残っていないが、申立人は、パート勤務であったので、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述しており、複数の同僚も「申立人は、パートで勤務していたと思う。」と供述している。

また、J 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録には申立人の氏名は無く、健康保険整理番号にも欠番は無い。

さらに、申立人の申立期間⑩に係る厚生年金保険料の事業主による控除が確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間⑩における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

11 申立期間⑩について、申立人は、K株式会社に勤務していたと主張している。

しかしながら、当該事業所で保存されていた社員名簿には申立人の氏名は無く、同事業所に係るオンライン記録にも申立人の氏名は無い。

また、申立期間⑩に在籍していた同僚に対して照会を行ったが、申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人の申立期間⑩に係る厚生年金保険料の事業主による控除が確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

なお、k市の同社の敷地内には、親会社である株式会社1のm社があり、申立人の記憶していた業務内容から株式会社1での勤務の可能性についても考えられるため、同社に対して照会を行ったが、申立人に係る資料は無いほか、同社に係るオンライン記録にも申立人の氏名は無く、勤務の可能性をうかがうことはできなかった。

このほか、申立人の申立期間⑩における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

12 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月から 35 年 10 月まで
② 昭和 56 年 10 月ころから 57 年 6 月 30 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）から受けた。申立期間①については、A株式会社を退職後に株式会社Bの社長に誘われて入社し、経理事務等の仕事をした。

なお、株式会社Bは社名変更して株式会社Cになったが、両社の社長は同じであり、株式会社Cにおける厚生年金保険は、昭和 35 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得している。

申立期間②については、株式会社Dを退職後、株式会社EのF支店の中にあるG社で働いた。G社は、Hだったが、年配の男性と二人で、G社に係る事務の仕事をした。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、株式会社Bが社名変更して株式会社Cになったと供述しているが、両社に係る商業登記簿謄本は、保存期間経過のため確認できない。

また、適用事業所名簿によると、株式会社Cは、昭和 35 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、株式会社Bは、適用事業所になっていることが確認できない。

さらに、株式会社Cが適用事業所となった昭和 35 年 11 月 1 日に、事

業主及び申立人を含む9人が被保険者資格を取得しているが、連絡先が判明した3人に同僚照会したところ、回答のあった一人は、「年月は定かでないが、株式会社Bが株式会社Cに社名変更したことは記憶しているものの、厚生年金保険適用前の保険料控除については分からない。」と回答している。

加えて、株式会社Cの元事業主に、申立人に係る勤務実態及び保険料控除について照会するも回答は無い。

- 2 申立期間②については、申立人は、同僚の名前を記憶していないことから、申立期間②当時、株式会社EのF支店の厚生年金保険に加入していた同僚11人に照会し、8人から回答があるものの、申立人を記憶している者はいない上、同社F支店において総務部長をしていた同僚は、「I組合がF支店にあったことは間違いない。株式会社Eは、組合に場所は提供していたが、組合独自で運営していたので、職員に関する雇用関係も組合独自で運営されていた。I組合は、昭和63年に国に届出をして解散し、当時の専務理事も亡くなっている。」と供述しているところ、適用事業所名簿により、I組合が適用事業所になっていることが確認できない。

また、株式会社E本社は、申立人は、同社に勤務してないと回答しており、同社F支店においても、社員名簿に申立人の記録は無いと回答している。

さらに、当該事業所に係る申立人の雇用保険の記録は無い。

加えて、株式会社E本社及びF支店に係る申立期間②当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は連番で欠番は無く、申立人の記録は無い。

- 3 このほか、申立期間について、各事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 44 年 1 月まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）から受けた。昭和 42 年 4 月に A 株式会社 に運転助手として入社し、同年 10 月に免許を取り運転手となった。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述により、申立人が、期間の特定はできないものの、申立期間当時、A 株式会社 に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、適用事業所名簿により、A 株式会社 は、申立期間後の昭和 44 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる。

また、A 株式会社 が適用事業所となった昭和 44 年 9 月 1 日に事業主を含む 19 人が被保険者資格を取得しているが、連絡先が判明した 8 人に同僚照会したところ、回答のあった 3 人のうち一人は、適用前は、保険料は控除されていなかったと供述している。

さらに、事業主は、当時の資料は残っていないため、届出及び保険料控除については不明と回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 5 月 31 日まで
昭和 35 年 4 月 1 日に A 株式会社に入社してから平成 8 年 6 月まで同社に継続勤務し、その間の給与は上昇はあっても、前年より下がったことは一度も無かったのに、申立期間の標準報酬月額が 5 万 2,000 円から 4 万 8,000 円に下がっているのはおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の記録が、昭和 42 年 6 月が 5 万 2,000 円であるにもかかわらず、その 4 か月後の同年 10 月の定時決定では 4 万 8,000 円に減額されているが、当時の給与は毎年上昇しており、下がったことは一度も無いとして申し立てている。

しかし、申立期間当時において健康保険厚生年金保険被保険者原票で標準報酬月額の減少が確認できる同僚 10 人に照会したところ、7 人から回答があり、そのうち 4 人は不明としているものの、そのうち一人の同僚が保管していた給与明細書によると、時間外手当、通勤費等の減少による標準報酬月額の減額変更が行われていること、及び当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、前記同僚に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載内容に不自然な点はなく、標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、A 株式会社は既に解散しており、営業権等を引き継ぎ、その後 B 株式会社として承継している事業所では、申立人に係る記録は残っていないため不明であるとしている。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月1日から43年3月1日まで
② 昭和44年2月1日から48年9月1日まで

A社に途中1か月の休職期間はあったが、その後は継続して勤務したにもかかわらず、昭和40年10月1日から43年3月1日までの期間及び44年2月1日から48年9月1日までの期間の記録が無いので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について途切れることなくA社B営業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に被保険者資格取得期間に空白期間がある者8人を抽出し申立期間当時の厚生年金保険適用状況等について照会したところ、二人から回答があり、そのうちの一人は、営業成績により正社員となり、正社員は厚生年金保険に加入できた旨供述している。

また、同名簿において、上記8人を含め、A社B営業所には、資格喪失と再取得を繰り返す従業員が多数存在していることが確認できることを踏まえると、当時当該事業所においては、C職の厚生年金保険の加入については、必ずしも入社から退職まで継続して加入させる取扱いではなかったと考えられるほか、雇用保険の加入記録においても、当該事業所に係る申立人の記録は見当たらない。

さらに、同名簿によると、申立人は、昭和40年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、43年3月1日に同資格を再取得、44年2月1日に喪失し、48年9月1日にD支社において再取得しており、かつ、再

取得時の厚生年金保険手帳番号は新たに払い出された番号である。

加えて、A社人事部では申立人の勤務及び保険料控除について、当時の記録が残っていないため不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 31 日まで
昭和 52 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 31 日まで A 町の B 社に勤務し、C に従事した。しかし、この間の厚生年金保険の被保険者期間の記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、有限会社である B 社に昭和 52 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 31 日まで勤務し、同期間において厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険適用事業所名簿により、B 社と類似の名称の厚生年金保険適用事業所を D 県内において確認することはできなかった。

また、商業登記簿謄本により、申立人が記憶する事業所の所在地及び代表取締役の姓が一致する有限会社 E という類似の名称の事業所が確認できるところ、同社の会社設立日は申立期間後の昭和 59 年 5 月 * 日であり、解散日は平成 17 年 7 月 * 日であることが確認できる。

さらに、有限会社 E の清算人である元事業主の妻は、申立人を記憶しているものの、元事業主は既に死亡しており、当時の資料は保存しておらず、申立人の具体的な勤務期間は不明としている上、同事業所は申立期間において個人事業であり、申立期間を含め、事業所が小規模のため厚生年金保険適用事業所とされたことは無いと回答しているところ、申立人も、同事業所に勤務していたのは自分を含めて 3 人であったと供述している。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録が無い上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 11 日から 46 年 1 月 1 日まで
昭和 45 年 7 月 11 日から同年 12 月 31 日まで株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険被保険者としての記録が無いので、調査して、この期間の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける昭和 45 年 4 月 20 日から同年 10 月 26 日までの厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚が、開始時期は不明ながら同年 12 月まで、営業職として申立人とともに勤務したと供述している上、雇用保険の記録では、事業所名の記録は無いものの、事業所コードが同社本社のあったB区に該当する事業所で、申立人が、45 年 6 月 23 日から 46 年 1 月 20 日まで雇用保険の被保険者であったことが確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、株式会社Aは昭和 45 年 12 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の所在は不明のため、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人及び前述の同僚が、同じ営業職として姓のみを挙げた同僚は、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には見当たらない。

さらに、申立人が姓のみを挙げたほかの3人の同僚について、当該被保険者名簿で同じ姓を持つ被保険者のうち連絡先が判明した者に照会を行ったものの、回答が得られた者はいずれも申立人を知らないとしている。

加えて、申立人は、給与明細書など、勤務実態や保険料控除を確認でき

る資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月から36年6月まで

昭和 35 年 5 月 ころ から 36 年 6 月 ころ まで A 地 に ある 株 式 会 社 B で 勤めた。会社は、C を 売 っ て いた。早朝から店の準備にかかり、開店して9時ころに朝食を取るのので、従業員は皆住み込みで働いていた。会社の社長が保険証を持っているようにと話していたので、厚生年金保険の記録があるはずだが、国の記録に無いのはおかしいので、調査して、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Bにおいて、商品販売の業務に従事していた旨を供述しているところ、同社において申立期間の一部を含む7か月以上の厚生年金保険の被保険者記録がある女性同僚9人に照会し、回答のあった7人全員が、「商品販売の仕事をしていた。」と回答しているが、全員が「申立人を全く覚えていない。」と回答しており、申立人の同社における勤務期間が特定できない。

また、昭和 31 年 10 月 から 41 年 10 月 まで 住 み 込 み で 株 式 会 社 B に 勤 務 したと供述している女性同僚は、「人が短期間で出たり入ったりしていて、すぐ辞めていく人が多かった。」と供述しており、34年3月に入社して44年10月まで勤務したと供述しているほかの女性同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、入社から約8か月遅れの34年10月27日であることが確認でき、申立人が、自分と同時期か少し早く入社したとして「D」という名前だけを覚えていた同僚の、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立期間から9か月後の37年3月1日であることが確認できることから、事業主は、入社してからある期間が経過した後に従業

員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

なお、当時の事業主及びその後事業主となった妻は、既に死亡しており、当時の取締役も所在不明で照会ができず、上記の「D」氏も所在不明で照会できなかった。

さらに、株式会社Bに係る健康保険被保険者名簿（紙台帳）において、同社が厚生年金保険（社会保険）の適用を受けた昭和 34 年 1 月 1 日から申立期間後の 38 年 1 月 8 日までの期間に被保険者資格を取得した者の中に、申立人の氏名は見当たらず、当該期間の健康保険証の番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年10月1日まで

A株式会社B所で勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、国（厚生労働省）の記録では、平成5年4月から同年9月までの期間は53万円、同年10月から7年9月までの期間は47万円と記録されているが、同じ会社で、同じ仕事をしていたのに、標準報酬月額が下げられていることに納得がいかない。

この標準報酬月額と、C公共職業安定所から平成9年9月2日付けで受け取った60歳到達時等賃金日額登録通知書記載の賃金日額を基に計算した賃金月額とが合わないので、調査して、標準報酬月額の記録を引き下げられる前の額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年3月1日にD株式会社に入社し、E株式会社を経て、A株式会社で退職するまで、同じ会社で、同じ仕事をしてきたにもかかわらず、同社B所における平成5年10月から7年9月までの間の標準報酬月額が53万円から47万円に下がったことに対して、疑問があるとしている。

しかしながら、A株式会社B所は、A株式会社とE株式会社の合併に伴い、平成5年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、A株式会社保存の当該事業所に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、申立人は、同日付けで同事業所に係る被保険者資格を取得し、併せて標準報酬月額を53万円とされたことが確認できる。

また、A株式会社では、会計伝票等の保存期間が経過し、当時の帳簿類

が無いので詳細は不明としながらも、「E株式会社における定年は57歳とされていたが、申立人は、平成4年*月*日付けで57歳となり、同社から退職金の支給がされている。しかし、同社は、当時の内規において、60歳までの雇用延長を認めていたことから、再雇用されたい。このため、申立人は、当社に採用後も60歳までの勤務が継続している。採用後における最初の定時決定時に、採用後の給与に基づき標準報酬月額月額変更がされたものと思われる。」と回答しており、複数の同僚も、「定年後に再雇用のときは、給与が10%（パーセント）から20%くらい下がった。」と供述している。

さらに、A株式会社保存の申立人に係る社会保険被保険者台帳において、平成5年10月1日付けの標準報酬月額が53万円から47万円に月額変更され、6年10月1日付けの標準報酬月額は47万円と記録されており、いずれもオンライン記録における定時決定の標準報酬月額の記録と合致している上、保険料率が改訂された同年11月1日付けにおける標準報酬月額の記録も47万円となっている。

これらのことから、申立人に係る標準報酬月額の定時決定における月額変更の不自然な点は見当たらず、不合理な処理であった事情はうかがえない。

一方、申立人は、厚生労働省に記録されている標準報酬月額47万円と、C公共職業安定所から交付された60歳到達時等賃金日額登録通知書に記載されている賃金日額を基に計算した賃金月額に見合う標準報酬月額50万円との間において、差があることが納得できないとしている。

しかしながら、60歳到達時等賃金日額登録通知書は、申立人が、平成7年*月*日に60歳に到達する前における給与を基に算定がされており、当該賃金日額として厚生年金保険の標準報酬月額50万円に見合う額が登録されているところ、申立人に係る厚生年金保険のオンライン記録における標準報酬月額は、被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、同年10月1日からの標準報酬月額は50万円と記録されていたが、申立人が同日付けで被保険者資格を喪失したため、当該標準報酬月額の記録については、取り消されていることが確認できる。

このことから、事業主は、申立人に係る標準報酬月額の算定基礎届について、当該年において、適正に届け出ていたと認められる。

また、A株式会社が保管する申立人に係る社会保険被保険者台帳の記録から、申立人は、事業主によって、申立期間における給与から標準報酬月額47万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月1日から22年11月1日まで
昭和21年から22年までA地にあった株式会社Bに勤務していたが、年金事務所で確認したところ、同社における厚生年金保険被保険者記録が無かった。同社の後にC株式会社及び株式会社Dに勤務したが、当時、3社は同じ会社という認識であり、株式会社Bの記録だけが無いのはおかしい。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「株式会社B」という会社名が印刷された便せんには、昭和21年における株式会社Bの業務内容や、同社における申立人の仕事内容等に関する詳細な記述があることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録において、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人から提出された便せんに、「E株式会社に入社」との記述があることから、「E」という名称で適用事業所を検索したところ、複数の事業所が該当したが、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所であった期間や事業所の所在地が、申立内容と合致しなかった。

さらに、当時の事業主の所在は不明であり、当時の状況等について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 3 月 1 日まで
株式会社Aを退社してから約3か月後の昭和47年2月に有限会社Bに入社した。その約1か月後には、株式会社Aでの同僚を有限会社Bに誘い、同社と一緒に勤務したことを記憶している。年金事務所で確認したところ、同社における厚生年金保険被保険者記録が1か月しかなかったが、納得がいかないので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が有限会社Bに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、有限会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録で、申立人が同時期に株式会社Aから有限会社Bに転職したとする同僚の記録は確認できなかった。

また、同名簿により、申立人が昭和48年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年4月1日に資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致しているほか、申立期間において雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、当時の事業主は所在が不明であり、当時の状況について確認することができないほか、回答を得ることができた同僚は、いずれも有限会社Bにおける給与計算や社会保険事務の取扱いについては不明としている。

なお、申立人が事業主により給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 1 日から 60 年 12 月 31 日まで
社会保険庁 (当時) の記録では、A 株式会社 B 工場に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

C 市から一緒に転居し働いていた同僚は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録があると言っている。

申立期間について、第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 8 月 24 日から 45 年 12 月 23 日までの期間、46 年 6 月 12 日から同年 12 月 20 日までの期間、47 年 4 月 12 日から 48 年 12 月 20 日までの期間及び 49 年 7 月 17 日から 51 年 12 月 20 日までの期間については、A 株式会社 B 工場 (現在は、D 株式会社) に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人と同郷であり、2、3 年一緒に働いたことがあるとする同僚二人は、「当該事業所は、昭和 59 年ころまで E を厚生年金保険に加入させていなかったのので、働いていた全期間において厚生年金保険の記録があるわけではない。また、採用時に、定年は 65 歳であると聞いていた。」との供述が得られたところ、申立人の雇用保険の記録から、申立人が当該事業所を最後に離職した日 (51 年 * 月 * 日) の年齢は 65 歳であったことが確認できる上、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同郷である 8 人の同僚 (前述の二人を含む) のうち、7 人が 59 年 1 月に厚生年金保険の資格を取得しており、8 人とも

64歳までに同資格を喪失していることが確認できた。

また、D株式会社人事部は、「同社B工場は既に閉鎖しているため、申立期間当時の記録は処分している。B工場における社会保険の取扱い等については不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態、保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得ることができなかった。

さらに、申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年ころから 35 年末ころまで
② 昭和 35 年末ころから 36 年 2 月ころまで

昭和 34 年ころから 35 年末ころまで A 株式会社 B 支店（現在は、C 支店）で日雇従業員として勤務していたにもかかわらず、その間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間①について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、昭和 35 年末ころから 36 年 2 月ころまでの約 2 か月の間、D 株式会社で E の仕事をしていたにもかかわらず、その間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間②について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、A 株式会社 B 支店に勤務していたとしているが、昭和 31 年に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚一人は、「26 年ころから A 株式会社において日雇従業員として勤務し、31 年ころに正社員になった。」と供述している。

また、事業主は申立期間①当時、日雇で勤務している者の社会保険の取扱いについて、雇用保険については週 20 時間以上勤務していた者を対象としていたが、厚生年金保険については不明であると供述している。

さらに、事業主は申立てに係る照会について、当時の資料が無く不明と回答しており、当時の同僚は申立てに係る照会について、申立人を知らず不明と回答しているため、当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、申立期間①に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確

認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立人は、申立期間②について、2か月ほどD株式会社に勤務していたとしているが、同僚一人は、同社において試用期間等社会保険料が控除されていない期間が2か月から3か月ほどあったと思うと供述している。

また、当時の事業主は既に死亡している上、登記簿謄本から判明した当時の役員は、申立てに係る照会について不明と回答しており、当時の同僚は申立てに係る照会について、申立人を知らず不明と回答しているため、当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立期間②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 10 日から 39 年 3 月 2 日まで
A 株式会社（現在は、株式会社 B）に昭和 35 年 6 月 10 日から C として勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によれば、39 年 3 月 2 日の資格取得となっている。納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社から昭和 35 年 6 月 10 日から勤務していたとしているところ、事業主は申立てどおりの届出を行ったかは不明としているものの、当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届（39 年 3 月 2 日取得）及び喪失確認通知書が申立人に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票と一致していることが確認できる。

また、当該事業所における申立人に係る雇用保険の記録は、昭和 39 年 3 月 1 日からとなっており、その日付は当該事業所における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日とほぼ一致している。

さらに、同僚からも申立人の申立期間における勤務及び保険料控除に係る供述等を得られなかった上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 26 日から 59 年 2 月 25 日まで
昭和 53 年 1 月 6 日から 59 年 2 月 25 日まで、私はA株式会社に勤務していたにもかかわらず、申立期間において厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間の年金記録を調査し、回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立人は、昭和 58 年 8 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、雇用保険の記録では、同年 8 月 25 日を離職日として記録されていることが確認できる。

また、B市役所に申立人の国民健康保険の加入履歴に係る照会をしたところ、申立人は、昭和 58 年 8 月 30 日に国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、A株式会社は、昭和 60 年 6 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、商業登記簿によれば 61 年 10 月*日に破産しており、同社に当時の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年から 27 年 9 月 1 日まで
入社月は不明だが、昭和 25 年に臨時社員として株式会社Aに入社し、Bに従事したが、その間、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について臨時社員として株式会社Aに勤務していたと主張しているが、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を有していた元同僚3人に照会したところ、一人は既に他界し、他の二人は住所が不明のため連絡が取れない上、申立人が名前を挙げた者については特定するに至らなかったため、申立人に係る当時の勤務実態等について具体的な証言は得られない。

また、株式会社A本社に確認したところ、「申立人は、正社員としての記録が無く、勤務していたかどうか不明である。恐らく臨時社員だったものと思われる。弊社は昭和 23 年 4 月 1 日から厚生年金保険に加入していたが、実際の加入者は事務職に限定し、厚生年金保険に全員加入するようになったのは 28 年 9 月の厚生年金保険法の改正で、加入対象者を一般事務職に加えてCへと拡大されたことに伴い、準備期間を経て同年 12 月から全員加入した。したがって、今回の申立人が勤務していた期間は一部の者（本店、本社等の主要出先機関の事務担当者）を除き、厚生年金保険の非加入期間であり、申立てどおりの届出を行っておらず、また、厚生年金保険の保険料納付もしていない。」との回答であった。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は無い上、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A院に、昭和 45 年 4 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで継続して勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び職場の元同僚の供述により、申立人は、申立期間にA院に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人と同時期の昭和 45 年 4 月 1 日に当該事業所において申立人と同じBとして勤務を開始したとする元同僚については、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年 7 月 1 日であることが確認できる上、その元同僚は、「同年 4 月から同年 6 月までの期間は見習期間であったことから、当該期間が厚生年金保険被保険者期間とはならなかったと理解し、厚生年金保険料も控除されていなかった。」と供述している。

また、申立期間当時、A院において厚生年金保険被保険者資格のある職員について入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日とを調査した結果、合致していない者が多数確認できるところ、当該事業所において申立人と同じ昭和 45 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した 15 人の元同僚（上記のBである元同僚を含む。）は、いずれも同年 4 月 1 日に当該事業所で勤務を開始していることが確認できる上、このうち照会に対して回答のあった 5 人の元同僚は、45 年 4 月から同年 6 月までの期間は見習期間であったことから、当該期間が厚生年金保険被保険者期間とはならな

かったと理解し、厚生年金保険料も控除されていなかったと供述している。

さらに、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月から26年4月まで
② 昭和26年5月から38年4月まで

私は、申立期間①は、A社（現在は、B株式会社）に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない。私が当該事業所を退職する少し前に入社してきた同僚は、当該事業所に係る老齢厚生年金を受給していると聞いているので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社を退職後の申立期間②は、C社に勤務していた。それにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が見当たらないので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、元同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、同事業所は、申立人が同事業所を退職したと供述する昭和26年4月と同じ月の同年4月1日から厚生年金保険の適用事業所になっている上、複数の元同僚は、「新規適用事業所になった日以前は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除はされてはいなかった。」と供述している。

また、申立人が供述している当該事業所に係る老齢厚生年金を受給している元同僚の厚生年金保険被保険者記録でも、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和26年4月1日以前の被保険者期間は確認できなかった。

さらに、B株式会社に照会したところ、「申立期間①に係る厚生年金保険の資料が保存されていないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の届出については不明である上、給与から厚生年金保険料を控除していたかどうか不明。」と回答しており、申立期間①に係る同社における勤務状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、C社の当時の事業主の長男は、「勤務期間は不明であるが申立人が勤務していたことを記憶している。」と回答していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、C社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらず、また、当時の事業主の長男は、「C社は個人事業で、厚生年金保険の適用事業所の申請はしておらず、給与から厚生年金保険料を控除しなかったはずである。当時の資料は既に廃棄されており申立内容を確認することはできない。」と供述している。

また、申立人が一緒に働いていたと供述する当時の事業主、その兄弟及び子(4人)のオンライン記録を確認すると、全員が国民年金の被保険者記録のみか、国民年金の被保険者記録とC社以外の厚生年金保険被保険者の記録となっており、C社に係る厚生年金保険の記録は確認できなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和36年4月から38年4月までは国民年金の保険料納付済みの記録となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から27年7月まで
昭和25年4月ころから27年7月ころまでA地の米軍基地（B基地）で働いていた。当時の職種はCで、Dしていた。同基地に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA地のB基地に勤務していたと申し立てているが、Eからは、駐留軍に勤務した日本人従業員の記録（F所の記録）に、申立人が申立期間にB基地に勤務した記録は確認できないとの回答があった。

また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が申立期間に、B基地で厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は確認できない上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立人が申立期間にほかの事業所に雇用されてB基地で勤務し、当該事業所において厚生年金保険被保険者として適用された記録は確認できない。

さらに、申立期間当時、B基地に勤務していた従業員12人及びG基地に勤務していた従業員11人に照会したところ、B基地勤務の従業員9人及びG基地勤務の従業員9人から回答があったが、申立人が厚生年金保険に加入していたことを推認できる関連資料及び供述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月から 35 年 9 月ころまで
期間の特定はできないものの、上記申立期間のうち一部の期間について、A院、B院及びC院に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が確認できない。厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 A院の事業主は「当時の資料は無いため申立人の厚生年金保険の被保険者記録などについて不明」との旨の供述をしている上、所在を確認できた同院の当時の被保険者に対し照会を行ったが、申立人の同院における勤務の有無及び就労形態は不明であり、厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせるような供述を得ることはできなかった。

また、A院が加入していたD組合に照会したが、申立人の申立期間における同院での被保険者記録は確認できなかった。

さらに、A院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間における申立人の被保険者記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番が無いことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 B院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同院は昭和37年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B院が適用事業所となった昭和37年9月1日に厚生年金保険の資格を取得した者に照会したところ、複数の者が、同年9月1日より前から同院に勤務していたが、同年9月1日より前は厚生年金保険の適用を受けていなかった上、保険料の控除もされていなかった旨を回答している。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、事業主は、当時の資料も無く不明としており、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

加えて、B院が加入していたD組合に照会したが、申立人の申立期間における同院での被保険者記録は確認できなかった。

なお、申立人は、事業所の名称についてE院の可能性のある旨の供述をしているが、E院は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 C院の事業主は「当時の資料は無いため申立人の厚生年金保険の被保険者記録などについて不明」との旨の供述をしている上、所在を確認できた同院の被保険者に対し照会を行ったが、申立人の同院における勤務の有無及び就労形態は不明であり、厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせるような供述を得ることはできなかった。

また、C院が加入していたD組合に照会したが、申立人の申立期間における同院での被保険者記録は確認できなかった。

さらに、C院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間における申立人の被保険者記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番が無いことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで
② 昭和 48 年 1 月 1 日から 51 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 51 年 1 月 1 日から 54 年 1 月 1 日まで

昭和 45 年から 53 年末まで、A 株式会社の関連事業所である A 株式会社 B 支社（現在は、株式会社 C）、株式会社 D 及び株式会社 E で勤務した。期間はそれぞれ 3 年くらいずつなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、各申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる同僚 32 人に申立人の各申立期間に係る在籍を照会したところ、18 人から回答があり、全員が各申立期間について、申立人のことは知らない、又は申立人は勤務していなかったと回答している。

また、申立期間①については、A 株式会社 B 支社に問い合わせたところ、昭和 50 年以前の人事に関する資料は存在しないと回答があり、申立人の記録を確認することはできない。

さらに、申立期間②については、株式会社 D に問い合わせたところ、当時の被保険者資格の得喪等に関する書類を確認したが、申立期間②において申立人の氏名は見当たらないと回答があった。

加えて、申立期間③については、株式会社 E に問い合わせたところ、当時の被保険者資格の得喪等に関する書類を確認したが、申立期間③において申立人の氏名は見当たらないと回答があった。

なお、すべての申立期間について、各申立事業所に係る健康保険厚生年

金保険被保険者原票において、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

また、申立人のすべての申立期間における雇用保険の被保険者記録は無い上、昭和44年6月から平成22年1月までの申立人の住所地であるF市役所の回答により、申立人は、申立期間を含む昭和44年6月23日から平成2年5月11日までF市（当時は、G町又はH市）の国民健康保険の被保険者であったことが確認できた。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月 1 日から同年 11 月 22 日まで
② 昭和 52 年 3 月 25 日から 53 年 6 月 30 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、株式会社Aに係る厚生年金保険資格取得日は昭和 48 年 11 月 22 日、資格喪失日は 52 年 3 月 25 日になっている。実際は 48 年 5 月 1 日に入社し、53 年 6 月まで勤務していたので、調査の上、申立期間に被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の雇用保険資格取得日は昭和 48 年 8 月 1 日となっていることから、申立期間の一部の期間において申立人が当該事業所に勤務していたことが認められるものの、既に事業所がなくなっており、当時の事業主や役員は所在不明及び回答が得られないことから、申立内容について確認することができない。

また、申立人の元同僚は、「株式会社Aは昭和 48 年 11 月に厚生年金保険の適用事業所になり、それまで私は国民年金に加入していた」と述べており、同人の申立期間①に係る国民年金のオンライン記録には保険料納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険適用事業所名簿（索引簿）及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、当該事業所が厚生年金保険適用事業所になったのは、昭和 48 年 11 月 22 日と記載されていることが確認でき、当該事業所に係るオンライン記録とも一致している。

2 申立期間②について、当時の複数の同僚は、申立人が当該事業所に勤

務していたことは認めているが、申立人の勤務期間についてはいずれも明確な記憶は無い。

また、申立人の雇用保険の離職日は厚生年金保険の資格喪失日に近い昭和 52 年 4 月 15 日となっており、申立期間②の一部について勤務実態を確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和 52 年 3 月 25 日と記載され、社会保険事務所（当時）が同年 5 月 15 日に健康保険被保険者証の返納とともに申立人の資格喪失に係る事務処理をしたことが記載されている。

加えて、申立期間②において、申立人が事業主により給与から保険料を控除されていた事実を示す給与明細書、源泉徴収票などの資料が無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
平成 20 年 11 月に社会保険事務所（当時）の職員により、標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正の調査を受けたが、この時に初めて年金記録の訂正を知った。厚生年金保険の記録を、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役として勤務していた株式会社A（同社は平成 2 年 4 月に株式会社BのC出張所だった部門が分離独立したもの）は、オンライン記録により、5 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できるところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、6 年 4 月 21 日に、5 年 9 月から同年 11 月までの期間について 53 万円から 9 万 8,000 円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険料を滞納したことはなかったとしているが、Dの影響から資金の調達ができなくなり、株式会社Aの従業員を株式会社Bに戻したと供述している上、申立事業所には1億円単位の負債があったと供述していることを踏まえると、申立期間当時において社会保険料を滞納していた事情がうかがえる。

また、申立人は、社会保険の手続は会計事務所に委託していたと供述しているが、当該会計事務所では通常^{通常}の会計業務は受託していたが社会保険関係の手続は行っていなかったと回答していること、及び複数の元従業員から社会保険に関する事務手続や書類の作成については申立人が行っていた旨の供述が得られたことを踏まえると、社会保険事務所が代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で

当該^{そきゅう}遡及処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から21年5月ころまで
② 昭和29年1月ころから30年2月ころまで
③ 昭和32年4月ころから36年3月ころまで

戦前から戦後にかけて、A株式会社B工場に継続して勤務したが、女性にも厚生年金保険加入の制度が始まった昭和19年10月1日から同社を退職した21年5月ころまでの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

昭和29年1月ころから30年2月ころまで、C町にあったD社（現在は、E社）F営業所にGとして継続して勤務したが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

昭和32年4月ころから36年3月ころまで、H社（現在は、E社）I営業所に継続して勤務したが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和19年10月1日以前から21年5月ころまで継続してA株式会社B工場に勤務したと主張しているが、A株式会社の人事担当者は、同社B工場の関係資料は34年以降分のみの保管であるため、申立期間①について申立てどおりの届出を行ったかどうか、及び厚生年金保険料を給与から控除して納付したかどうかは不

明であるとしており、申立内容の確認ができない。

また、申立人の当時の同僚とみられる数人に照会したが、申立人の当該事業所における勤務及び厚生年金保険料の控除については回答者全員が不明としている。

さらに、申立期間①について、A株式会社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認しても申立人の氏名は無く、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和29年1月ころから30年2月ころまでD社F営業所に継続して勤務したと主張しているが、E社の人事担当者は、該当資料が無く、申立期間②について申立人の在籍の確認ができないため、申立てどおりの届出を行ったかどうか、及び厚生年金保険料を給与から控除して納付したかどうかは不明であるとしており、申立内容の確認ができない。

また、申立人の当時の同僚とみられる数人に照会したが、申立人の当該事業所における勤務及び保険料の控除については回答者全員が不明としている。

さらに、申立期間②について、D社F支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

3 申立期間③について、申立人は、昭和32年4月ころから36年3月ころまでH社I営業所に継続して勤務したと主張しているが、E社の人事担当者は、該当資料が無く、申立期間③について申立人の在籍が確認できないため、申立てどおりの届出を行ったかどうか、及び厚生年金保険料を給与から控除して納付したかどうかは不明であるとしており、申立内容の確認ができない。

また、申立人の当時の同僚とみられる数人に照会したが、申立人の当該事業所における勤務及び保険料の控除については回答者全員が不明としている。

さらに、申立期間③について、H社J支社及びK支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

4 このほか、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細等の資料も無く、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。